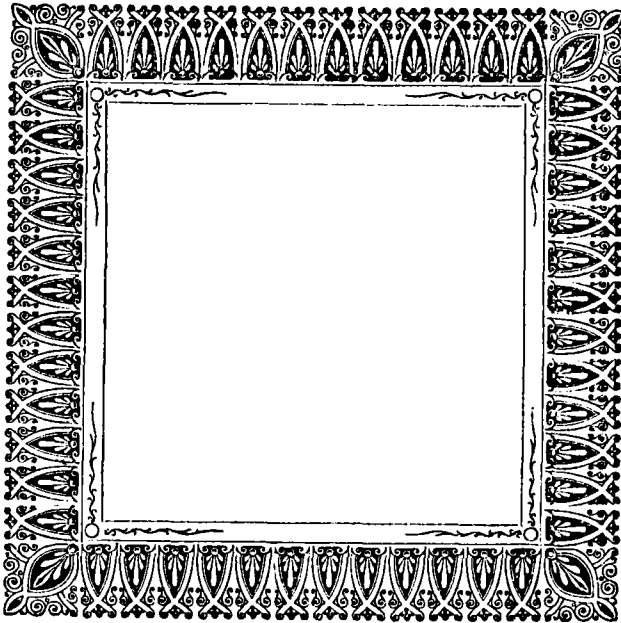


田中頼庸君 木村正辭君
小中村清矩君 黒川眞頼君 批評
栗田寛君 飯田武郷君

再 版
日本名産源流
全

原名華源流考

英人 チヤンバーレーン 著
日本 飯田永夫 譯



例言

一此書原本ハ西曆一千八百八十三年横濱ニ於テ印行セル「トランスア
クシヨンス、チフ、ゼ、エシアチック、ソカイテイ、チフ、ジアップン」ト云ヘルモ
ノ、中ノ英人「チャンパーレーン氏」カ英譯セル「リコルト、チフ、アンシ
エント、マダアス」ノ總論ヲ抄譯セルモノナリ

一書中人名ハ右傍ニ單線ヲ施シ地名ハ同シク雙線ヲ施ス其他官爵等
ノ名ニハ左ニ單線ヲ施シ原語ニハ左傍ニ雙線ヲ施ス

明治二十一年三月十一日

譯者 識

チヤンパー英譯古事記

飯田 永夫 譯

〔総論之部〕

緒言

日本に書籍と云フ者出テ來てより以來殆、千二百年の間數多の書世に出テたれど最^モ大切なる者の古事記よろゐる

アカテイアン語(古代巴比倫人の語)を以てアルタイク語の中

に收ム處しと主唱する者あり若此ノ説は從へば上古日本語ハアルタイク語中よて第二等の位地ニ居ル處し然れどもアルタイクト云へる語を通常の意より抑テ滿洲蒙古土耳其芬蘭諸國の語の總名ふりとするハ日本上古の書うれのみならず中世の書もアルタイク語の現存せる古書よりも數百年も古き者あり斯有レハ日本の古書ハ第一等の古書ふり

ハ紀元七百十二年を以て成功したるものなり其ト太切なりと云フ

故ハ古代の日本の神道風俗言語及傳説を載せたる事他書よりも誠

實なればなり實に此ノ書はチユーラニアンスシイシアンアルタイク

永夫曰亞細亞ノ等の種々の名稱を以て稱せられたる一大人種の最^モ舊き古代人種ノ名

清炬云編中所々に神道又宗教と云て論するをみれば作者ハ上古敬神の風と又記に載たる神祇の事跡を以てかく稱せるか如し但し後世神道家といへるものを少しく混せざるにもあらす其由ハ第五條古代日本の宗教云々とある條に附箋して論せり

清短云日本風俗思想ハ固有の者ニ誤解せしもの國人中十に七八なり然るに外國人却て此見解あるをみれば國人の國書を讀まざる者多きを知るに足れり

正辭云支那ニ交際を開かざりし以前は出たる云く此所感服外國人よしてこの見解あり本邦人の漢字よのみ拘泥せざる人の恥へきことあり

典籍よしてノンアラアン印度の最^キ舊^キ文書の現存せる者に比するに尙百年も古き者なり此ノ書の成^リ畢^ルたるより後の支那風盛^ニ渡^リ來^リて其^レか爲に固有の日本風俗ハ湮滅するに至^レりされは日本事情を考究する者今の日本風俗及思想ハ元^ト全く鄰國より移^リ來^リし者なれば此^レを實^ニ日本固有の者と誤解する事なく日本純粹の事實を考究せんと欲せ^ニ宜^{シク}先古事記を第一とし其^レ他萬葉集祝詞等の二三の書を見るべきなり

此ノ古事記も支那の文字を以て記^シたる者なれば支那風の感染なしとい言^ヒ難しされと他書^ニ比^レれば其感染するところも僅少^ニして他の類^トの異なり此ノ書^ニ載^スる所の傳説及風俗の中に或は元^ト古代日本人の固有する所^ニあらずして支那印度より移^リ來^ルる者ありとするも此ノ撰者^ニ於ては日本の固有と信^シざる者にして又後世の記者の風

習に倣^ヒ漢文以て潤色するの如き弊習なし又後世歴史家の支那と交際を開^カざりし以前に出^テたる帝皇勇將等の言語を美麗なる支那語と爲して口に美麗なる支那語を入れて大に日本當世の氣風に適せしめたれども此^ノ書の撰者の務^メて此^ノ潤色を去^リしを以て大^ニ其^ノ好愛を闕^キたりされど歐洲學士よ此^ノ類の典籍を閱するの慰の爲^ニあらず事實考究の爲^ニなれり^ハる純粹なるものこそ好^シけれ日本博識なる學士も又皆此^ノ書を以て第一等に置^ケり

日本事情を考究とる者の爲^ニに古事記の最^ト々緊要なる事^ハ近年歐洲學士の能く知^ルる所となれり故に其^ノ學士の著述を視る^ハ古事記より抄^ス書せる僅一二の片言小詞を謂^ヘとも處々^ニ引用せり即アストーン氏の日本文典の附録又亞細亞協會事務筆記^ニ印載したるサトウ氏祝詞卷中にいつ々其^ノ抄文を擧^ゲて其^ノ名高く又クムペルマン氏の獨乙東洋

學會雜誌中の有名なる論文に、直に古事記の本文を翻譯して引證したる所、無しと謂へとも其、日本文明の起原に就て推考せる所、畢竟古事記の傳説を根據とせり然れども今迄洋語を以て譯さるる古事記全文の二十分の一にも足らず且歐人徃々古事記の体裁趣意及其目錄等に就て誤謬の見解を爲せしより日本の事を論せし書も又誤多し今余輩の古事記の何なる者ありしや日本人の古傳説風俗及思想は何にありしや此等の事を明瞭に了解せしめん事を冀望し爰に英語を以て古事記全部を翻譯すかゝれり此譯書の歐洲學士の爲す時々引證の用に供すべく又原書を見る時の助ともなりぬへしとの目的にて斯く一書を備へ置よわれり頗る其、体を嚴密にし古事記の本文に従て一字一句も等閑よせざるあり古事記の後も論する如く其、文体華美を旨とせず妙よ朴素の調子なれば英語にうつすもまたしか

らざるをえざるなり原書中よて故ありて英語もて譯するを厭_フ所あり其の不長の部分あり永夫曰不良の部分さハ猥褻と思へる然れとも其を羅句彼の二尊の妍哉云々の部分等ふらん語に譯_シな_バ亦之_レと非難する者わらざるへしと思へり

右緒言を終_ハたれ_ハ是_レより古事記を講究するの法又英語に譯_キんとするの用意數ヶ條と掲_ケ次と逐_ヒ之_レを論述すへし其_レ箇條を擧_ゲれば則左の如し

○第一 古事記の信すへき事及其性質又異本評說

○第二 翻譯の方法の事

○第三 日本紀の事

○第四 日本古代の風俗習慣の事

○第五 日本古代の宗教及政治の思想日本國の起源及日本古傳

說の信すへき等の事

○第一 古事記の信すへき事并ニ異本の評説

古事記序の末段に於てハ惟原書編輯の由來のみと記シ亦其ノ大意を説明シ其ノ文始メにハ華美なる漢語にて紀事引證し後にハ專ラ事實を主としたる文体を以て序と結ヒたりされとも尙其ノ意義の十分ハ明瞭ならざるに似ざる所あれハ其ノ編輯の由來を平易ニ陳述シ歐洲の學士をして一層明瞭に了解せしめんこと緊要ならん此は既にサトウ氏の純正神道挽回論亞細亞協會事務筆記第三卷より中より出されたれば爰にハ只其ノ文を抄録するを以て足レりとす其ノ文左シモの如し

天武天皇の御世の何年なりしや記サレすと云へども天皇は諸家の寶たる所の記録ハ正實に違ヒ虚偽多くして真正の傳説の之レか爲に滅ビヒ事を思へ之レを保存せんか爲に諸家の舊記を撰録して之レを校覈し其ノ僞と削リ實を定メ後葉に傳へんとし給へる時に舍人あり稗田

賴庸云

古事記を阿禮が記
臆さのと思はれし
よや日本人よもさ
る考あれど然らず
序よも阿禮所誦の
舊辭さいひ於姓日
下謂致沙珂云々如
此之類隨本不改さ
あるよ目を注ぐべ
し公望私記よ引る
説よも令安摩撰日
本紀之古語假字之
書雖有數十家皆以
勅語爲先さ有よて
悟るべし阿禮ハ和
銅比よハ巴よ亡人
の數ならむも知る
べからず

の阿禮といふ此、人強記にして一度看たる書は誤事あく能く之
を口誦し一度聽たる言ハ決してこれを忘失せざりしらば天武天
皇即ち此、人ハ命じて眞正の傳説及先代の舊辭を誦習せしめ其、全
部を心中よ暗記するよ至りされと未其、事を行はずして一部の書を編
輯するに及
ずしての天皇崩と給ハ爾後二十五年の間古事記と名付たる所の者の
獨、阿禮の記臆中よのみ存在せし其、後元明天皇安万、呂よ勅し
て阿、禮の誦習する所の言語を記録せしめ僅のに四ヶ月半よして
稿を畢へたりと云、此、古事記脱稿の時に阿、禮ハ何歳なりしと記さ
れされとも天武天皇の御世の時よ其、年齢二十八と記したる處あ
れハ此、時蓋ハ六十八歳に過ぎざりしならん又六百八十一年に天武
天皇より編史の前勅の下しと六百八十六年よ天皇崩御の頃よ
親ラ古事記編輯ハ從事し給はしと此、二事よ由て之レを推ハ恐ラ

の同帝崩御の同年に阿禮に誦習せし勅諭ありしと斷決するも理なしとせず果して然らば七百十一年に當りて阿禮の年齢僅かに五十三

歳なり

永夫曰六百八十六年に阿禮の年を二十八とすれば古事記成功の時乃七百十一年より五十三とさるるあり

此の抄文に述べたる如く天武天皇の前勅ありてより其勅を奉して編輯したる歴史ありし其の早く既に世に失れたりと云ふ事通例の説なれども平田氏の如きは此の勅ありて古事記編輯の事出来たる者にて前後一物ある事を論じたり若し此の説の如くならん古事記の古典の今日も傳へりたる歴史中よ於て第三等と占める者にあらず第二等にありと何とあるに六百二十年の一部の歴史の編集ありたれども六百四十五年に至り災火に罹り焼失したればなり永夫曰此の焼失の書名は舊事記からん抑前に述べる所も據れば古事記撰者と名付べき者の何人なりや之を云ふ事甚難し天武天皇稗田阿禮太安万侶孰しも皆撰者の名を分有し

て可ならんされども此レ等の事ハ余輩の緊要ある論旨よわらず且文中阿禮の功勞を説ク事稍其ノ實に過さり只此レ純粹なる國史ハ天武天皇の御世に其ノ修撰の計畫を始シ其ノ嗣君の御世に至リ安萬一侶ノ朝臣ちよふ者遂ニ其ノ事を成功したりと云フヘキあり

若シ此ノ他に古事記の由來に就キて右に述べる所より一層明瞭確實なる證據を得る事あらは大に學者を満足せしむる所あるべしと云へども當時讀書著述ニ從事する者甚少なく且殆ト此レと同時に頗る能く世の人氣に適合せる歴史日本書紀を編輯するの舉ありしを以て自然ノ古事記の證明ともなるべき事實を失ヒたる事多し然れとも日本お於ては近年に至リ迄文書を僞作するレ風あることを聽ガされバ本居氏ハ先代舊事記を僞作なりと説キたれとも近世の學士中よ之を評して輕忽の言なりと云フ者あり此書の正書たること信すべし尙之レを證

清矩云日本よても近世に至るまで僞書を作るもの往くあり又現行の舊事紀の僞撰ある事は論を俟たず本居氏

の説を輕忽せよ云ふハ強て其説を破らんとする人の言にて採るよ足らざるなり

正辭云此處の論說いこよし

續桓云古事記は譯文體裁を用ゐたるハ當時未だ片かふ平かふかの便利ふるものふきによりて也按るに當時祝詞宣命の如く日本の文法は從ひて漢字を排列したるもの既に世は行はれし事ハ續紀の文よても能く知らるゝ也然れども國史よ至りてハ其文元

する者あり抑日本書紀の朝廷に用_ナられし以後之舊時の傳説を漢文
体_ニ書する事一般の慣習なれば若_シ古事記の撰者よして第八世紀以
後に出たりせハ豈當時漢語を以て舊時の傳説を書するの風習を脱す
るを得んや又能く其著述の名譽喝采を得るに足_ラざるか如き彼の文
体を以て撰録すべきや必當時日本の諸著作家と一般に華美ある漢
文を用_テ編輯せしならん(撰者の序文を視るに若_シ漢文を以て記_ン
とあらは能く漢文に記_レ得べき學力あり)若_シ又既に國語を以て記_レた
る歴史のあるありと聞_カむ日本の文体を用_テ日本の文法に從_ヒて漢字
を排列し其助辭語尾の如き祝詞の体に從_ヒて假字よ寫せしなるべし然
るに今古事記の撰者を視るよさ_リせずして漢文体裁を用_テ漢語に日
本語を寫すの傍時々其_ノ体裁を破_リて假字を以て處々に日本語を補寫
したりされは則此_ノ擧や文章の上を論_ヒな_ハ漢文假字文ある二_ツの異

長よかりてかくハ
書より難きよより
是非かく拙き漢文
さし其間に邦語を
挿たるものふり是
れ當時一種の文體
あると古事記に限
らず古き金石文ふ
さなきても知らる
但し金石文の方ハ
多く漢文に拙きよ
りしてかくる體よ
かりしもあるへし

清矩云前よ云へる
如くかれハ古事記
ハ和漢混清文の始
よハあらす其以前
よりかくる文體あ
りし也神代紀に一
書さいへるもの
原書又纂記なさい
へる書體も恐らく
ハかくる文ふるへ
きと思はるくふり

ある者を始^メて結合せる作法あり或ハ又假^ス古事記の撰者七百十二
年より僅に百年の後よ出^テたりとすも其^レ古代の言語を摸擬し又は
想像する此の如く巧なる事はあるべき事と思^ハれす何とあれハ第八
世紀は實に日本語の一大轉變の期よして此の時中古の日本語と上古
の日本語と交換し爾後學者の注意せる所は獨^リ支那文學のミあれハ
上古の語勢を知^ルよ由なく又此^レ時にありては歌人よても既に廢^レた
る古言を以て其^レ歌と修飾せしことなとい^ハるく古風に修飾なとする
ことは其後書籍の多く世に廣^クりし時よあるかり實^ニ第七世紀第八
世紀第九世紀の間に於きてハ其歌人のよみし歌詞と其常に談話する
所の詞と毫も異なる所あさよのなれハ万葉集古今集(第八世紀の中
間と第十世紀の始に於て勅を奉して編輯^スたる二大歌集)に就て其
歌詞の年代區分と調査せずとも只其^レ歌を見れハ其^レ年代を分^ッこと

武郷云此處よくこ
られたりかくまで
論したる説ハ御國
人にして未たいひ
しなきかず

も難のらす

されは古事記の撰者の言語を摸擬し又ハ想像して作れるよわらざる
事知られたり只撰者古事記を編輯するの際其ノ意義を助ケ又其名詞の
正音を失はざらむ事を欲して假字以て寫したる日本語(此ハ總テ上古日
本語也)よ就てハ己カ意を加へし事はあるべし又或説ハ古事記中よ
載せたる歌は或ハ撰者の製作に係ルあるへしと云フ者あれとも奇怪の
説よして取ルよ足ラす其と七百二十年よ完成したる日本書紀中よ古事
記の歌に同シき者を載スる事多きを見て知ルべし或ハ又此ノ古事記よ
精細よ假字を以て載セざる歌の後の部分ハ第八世紀以後に係リ其ノ前
ハ部分ハ稍此ノ時代より早かるべしとの説あれとも余輩ハ既に能ク
日本語の沿革と熟知し又能ク第八世紀より今日に至ル迄の典籍に徴シ
て其ノ語ハ沿革を推知したれハ此ノ説を信する事能ハざるあり唯余輩

武郷云卓見

賴庸云詞句訂正云
くハ三百年已前の
人ハせざるもにて
古書ハ少手を入し
ハ契沖に始まり國
學者流ハ至りて極
れりさる弊ハ橋氏
も早く云る説ふり
今譯者も古寫本の
跋を見渡されむに
ハ予言の誣さるを
明すふたりふむ

其ノ歌の數多き今体ハ近き者を第六世紀の製とし又其ノ風情体裁の古
雅なる者を是レより一二百年以前の作と見ハ乃^ナ或ハ此ノ推測其ノ當
を得る事あらんとす何となれハ日本に於て文書を用^非たるハ第五世
紀の初^ハ始^リたりたれハ夫の古代の神人勇士の作なりとして貴重せし
歌の如きも此ノ時代に於て始^メめて之^レを漢字に寫し其ノ意義の了解し
難き所ハ傳説の儘に是^レを謄寫し又其ノ詞句ハ謬^リありて且美をらさ
る所ハ是^レを訂正せしむるべしと思考するハ是^レ理の當然なればなり
今一言以て云^ハんに日本の註釋家中にハ上文よも云^ハる如く其ノ古代
の史記を駁撃して是^レを僞作なりとしたる者あれとも獨^リ古事記に
至^リては其ノ眞僞を疑^ハさりさ若果^シて古事記にして最^モ誠實にして最^モ
古き書ならずとせハ近年古事記の學派と日本書紀の學派との間ハ討
論絶^エざるを以て必^ス其ノ瑕點を發見指示する者なきの理なし

中世の間ハ漢書佛書の外に日本書よて刊行せし書籍甚多のらす古事記も亦寫本の儘よて神官輩の庫中にありし其後國家太平に復し讀書を好ムの風普く行ハれ日本の書籍の贖本たりし者漸く上木せらるゝよ及ヒて古事記の贖本の始て刊行せられたる者あり此板本の千六百四十四年の刊行に係後又千七百九十八年是を再板したる古事記を専門に學ぶ者の爲よ最緊要なる書なれども世上に其書甚稀なり其後又古事記の刊行せられし者あり此本の千六百八十七年神官出口延佳の出版係其本文を改正したる所は緊要なれ共其標註の緊要なる所少なし前上の二板との通例是を舊印本と稱し單に古事記と云後の板本は龍頭古事記と稱して各三卷あり其後よ出づる者は本居氏の古事記傳にて是を感賞すへき貴重なる著述にして日本文學上に誇示するを得る者にて千七百八十九年より千八百二十二年

又至る迄の印行よて全部四十四卷あり其、十五卷は本書第一卷の註釋に係り十七卷の其、第二は註釋よ係り十卷の其、第三卷の註釋に係り自餘の二卷の總論目錄等よ係り此、註釋書の通常學生の望、を満足せしめ且其、文体快麗よして原文の乾燥したる文に彩色を加ふる所多しされども氏は熱心ある神道者最負たれの其、意よ協、さる章或は意義の最、理解し難き句よ遭遇すれば往々其、説を誤、者あり又氏の屢、其、師眞淵氏の説を引用したれども此、説を述、たる眞淵氏の自著の書世上に乏しく今記者の、一寫本をも見るを得と又東京書籍館よも是、と藏せず又此、書よ次て刊行せる古事記の稍、緊要ならざる書を枚舉すれの古訓古事記の千八百三年の刊行よ係り本居氏の門弟の一人其、師の古事記傳の訓を附して再板せる者よして其、古訓たる名號は正くらされども亦參考よ頗、有用の書あり古事記標註と千八百七

十四年の刊行村上忠順の標註する所また千八百七十四年の刊行坂田鎮安の假字古事記の原書の本文は今代の訓と附し隨意に尊稱等を訓中に挿し其しを以て本書の原訓ありと主張し惑を生せしむる書と云ふべし又千八百七十五年の刊行は係植松茂岳の校正古事記あり以上總ていづれも三卷とせり又美麗なる薄葉に摺りて一冊となされたる古訓古事記あり又千八百七十一年藤原政興の神字古事記あり全部四卷にして他に賞すべき所なればと實に珍奇なる書あり此の近代日本の或る著述家が古事記を一種の朝鮮假字に直し上古神人の用たる文字なりとし之に神字の名を附し尙近代の假字訓になしたる一種の古事記あり

右に載せたる古事記の外は同書又大に關係を有する書籍あり其の數頗る夥多として枚擧するに暇あらず今其著名なるものを擧ぐれば神

代正語と稱する三卷の書ハ千七百八十九年の刊行ヨシテ本居氏の著述する所ナリ神代正語常盤草ハ細田富延の著にして神代正語の註解あり譯者は反譯の際この書の考に據ると尠ウラス又古史徴及古史傳と名付々たるものあり其ハ千八百十九年に刊行を始めたる平田篤胤の著述あり(語學上殊に感賞すべき書にして本居氏の解する事能はざりし難義をも解したる事尠ウラス)不幸にして上木セシ巻數未だ神代の末尾にも至らず此著述たる事實の穿鑿も至て精細ふれハ巻帙も亦浩翰ヨシテ古史徴さ又稜威道別ハ千八百五十一年刊行を始め橘守部の著述ヨシテ日本書紀を註釋したる有用の書ナリ稜威言別ハ千八百四十七年の刊行にして亦同氏の著述あり古事記及日本書紀に載せたる歌を解したる有益あるもの也因ヨ云稜威の道別稜威の言別もいまたさにも全備せず甚き惜しきことあり又難語考(一名山彦冊子)ハ千八百三十一年の出版ヨリ全部三卷ヨリ成りて殊に解しゝたき詞

賴庸云大凡の學者は各その學祖に私して契沖ふまを古學の祖とも云るものふきを今かく説れたるは予の心と暗令を云べし契沖の著書ハ外も最多かれハ廣く見渡されよかし

句を解釋したる辭書の如くよして難語及隱語などを解きてあかしを與へし事尠からず又日本書紀通證と云へるの千七百六十二年谷川士清氏の著述にして全部二十三卷あり漢文の書よして實に心勞したるものなり又爰に厚齋抄と云へる書のとを記さん此ノ書は日本古學家の祖とも稱すへき僧契沖の著述にして日本書紀及古事記中も載せたる歌を解釋したる者なり其ノ説の中よは近年細密なる註釋書の出たるにより陳腐お屬せしもの多しと雖も尙とるへき説あり此ノ書ハ千六百九十一年既に脱稿したれとも未だ是を刊行せず今余輩ハ右に載する所の諸書及和名類聚鈔、姓氏錄及新井白石の東雅等の辭書或ハ參考書等より助けを受くる事最も多し然れとも此等の書の本居氏の古事記傳中に大抵是を引用して餘蘊なきか故に一々其出處を此ノ書に載せず又此等の參考書類は古學に従事する歐洲學士にあり

ては固より欠べのらざる所あれども必其説信すべきものゝみといひ難々れの見ん人宜しく注意して取捨すべきなり余輩の右参考書の助を受たるとを謝するの外又稜威道別及稜威言別中其未刊の部分の謄本と借用せる事と付ては有名の學士橘守部の孫なる橘道守氏に謝せざるべからず實に此謄本の古事記本文の難義を理解するに必要なる書なり又日本植物名稱と對譯すへは英語及羅甸語を知り得たることと付てハサトウ氏に謝せざるへうらす又動物名稱の事に付てハブラックストン氏及波江元吉氏に謝せざるへからず

以上述る所と安萬侶の序文に述る所とを比較すれば原書の性質を理解すると難からざるへし今聊う本書の文質と就て云へん歌は部分の意義を示さず只音聲のミを顯はす爲に用ひたる漢字即ち所謂萬葉假字を用ひて句を逐ひ音に從ひて是を寫し又其他の散文は日本語に

讀下し得へき頗る陋劣ある漢文を以て是を寫したり又文中日本の語辭多きのみならず日本語と對する適當なる漢字なきときは假字を以て其ノ語音を寫すにより漢文として見るときは意義の通せざるものとなるに至れり今原書の本文中假字よて語音を寫したる文字の多きを視れば假令序文に既に其説なしとするも古事記の純粹に漢語と讀下すへき爲よ作れる者にあらざりし事明なり今按するよ本書は后世日本に行ける、一種の讀法よ從ひ(その)純粹の支那書を讀むにも亦此(法を用ゆ)半は日本語と讀み下し半の漢語に讀下すべき爲よ作りたるもの、如し然るに近世日本學士の一派の外國の事物を擯斥するの甚しきよりしてこの舊典たる貴き古事記の始めより専ら日本語と讀下すへき爲に作れるものありと主張し殊に本居氏は上古の日本語を他の書中より詮鑿して古事記の全文よ盡く其訓を附し只應神天皇

をうるはしき古言
に測けんや否は斗
語を交へて讀たり
と云説を論するの
再云古事記に限ら
す古き金石文にも
漢文を交へてあれ
と皆邪語にのみ讀
ふしたりしをも
思ひ合すへし

頼庸云本居氏動詞
云々尊稱の説はサ
トウ氏云る説にて
本邦人は未ださる
方よ月の及さるを
歎しか今又悉く
論はれたるは敬服
の至なり但本居氏
の誤正修補に至る
は予別論あり本
居氏が引る記の眞
福寺の摸本寛永本
延佳本井村井本の
四種よ過す別よ一
木さあるは舊事記
本を指たれ今の長
本の多き世よ比ま
れは校訂も十分よ
至らさるが多かれ

すとよ力を尽しぬ余輩亦或の尊稱を加入したる處あれともこれは本
居氏の満足する如く多くは加へずされと本居氏が本文の誤字を改正
修補されたるものより大概よりぬこは修正の多くの語句を修正せし
ものなけれの其私あき事知るへたれあり又舊印本又誤謬あるゆゑ
は大概當時文字を寫す楷書を用ゐずして草字にて寫したる原文を
注意せずして上木せしよ因るものと見ゆ又原書本文の讀方區々にし
て定訓なきときの余輩別よこれの考案をなしました十分緊要なりと思
考したる訓方あるをは標せり又稀に本居氏のものせせさる訓方を
とる事もあれどろの時よの常お本居氏の訓方を脚注し記しかきぬ
原書の大休を解する事と日本の古書を専修したる人よハ難き事なか
るへく且既に述べたる如く感賞すべき註釋書ありて學者の参考すへ
き事甚多しされとも本文中の歌にかきての解釋うさきふし甚多く頗

正辭云方今の學者ハ古昔古歌などの事考ふるハ迂遠なりといひて度外に置く一般の習なるのさすゝに外國人の學問の爲方ハ正當なりと感ずるに餘りあり此あたりの論說をうの迂遠なりとせまほしにきかせまほし

古事記の原文の他の日本書の如く章節の分ちあくして歐洲書籍の分段あるものと異あり原文中神名人名を列記したる文の後又小字の註を入て系圖を記したる處又發音を示したる處あとに讀切の處あれと
暇と分段と名つくべきものに非す原本第一卷の終及第二第三卷の天皇崩御の處の外文章の分段あるとあしされど今此譯書も原書よならひ文章を分けすして作る時ハ元古文モトコトとして見る人を厭かしむべきものをますく厭ひしむべき嫌ひあれ直しつ此又過きたる忠實は無きと、思ひる何とあれハ英國の詩にても此れと同じく段落なく一ツ續きと書き續けあば無味ある者と愈讀む堪へ難うらしむへけれなり其は神代の部にハ既に日本學士の附し來りたる條目ありて日本學士の用ゐること、なりぬれハ今はこれによりて分ちぬ又人代記ある第二卷第三卷ハ天皇の御世くくのさりとよりて自然分つと

を得へしこのもゑも譯者は此自然法によりて段目を付し章節を分つとの便をとれり此書の一巻においては本居氏の分ちたる條目即チ古事記傳の總論中も述べたる段目を變せずそのまゝに用ゐたりさきと第二卷第三卷において本居氏の分ちたるに従ひ難きところあり何とあれり本居氏の大概天皇の御世と據り文を分ちたれども今これによれり長文も過くるとあり又各天皇の都し給ひし宮殿の名を以て毎段の條目と爲したれとも日本天皇は宮殿の名よりもろの諡號にて知れたるり故に氏か如くせば往々讀者の迷惑を來たし且參考にも不便なれりなりよし本居氏の熱心の愛國者なれば後世支那の慣習もあらひたる諡なれば用ゐすどもあらんされど外國人よしして此御諡を廢て用ゐざるの理なし今此書の第二卷第三卷においては天皇の御世の長さ文とはよく分ちをなし而して天皇の諡を掲げて毎段

の題目と爲せり然れども原書をよむ者をして此譯書の何某の處の古事記傳の何冊と爲るをしらしめん爲に毎紙の右邊に古事記傳の冊數を單鉤中に書入たり原書の註解の其字行と本文と分ちて譯し其小字に書したるの此書と於ても亦小字を用ゐて印刷す註解中文字の發音のみを示したるものは刪りて譯さす何となれの本書を外國語に翻譯して既に原語及文体を外國のものとなしたれのこれに譯すも其用ゐければなり又歌も亦其字行を本文と分ちて別節の如くに印刷せりこれその讀者に見安うらしめんと欲してあり又時として止むを得ずして大切なる語を譯するの際原書に載せざる語を書入たるありそは雙鉤中に入れて以て原文と分ちぬ譯者の自註は各紙葉の下に記載しぬれと只原文の字義のみを解するにとゞまるのみ若し本居氏の如く他書を引用し其要旨を説明し古事を引用して其簡單なる字

句をも證明せんにはあつゝ大部となりて此一冊子の盡るところ
をわらすかくての考究者も多年の苦をうけ讀者も大に勞せんことを
憂へてかくなせしなり又顯宗天皇崩御の後よいたりては自註を載せ
す何となれば原文に述ふるどころのものに日本紀の系統を註解した
るものゝ如くにて更に見るところなければあり

外國の言語にして彼我の二國の語辭同義あるも全く相同しきもの
いと稀なり故に今日本語を譯するは行文の意に従ひ一の日本語を譯
する二三の英語を用ゐざるを得ざる事あり然れどもこれ輒近歐洲の
風にして古代の日本風をあらされし讀者本文の意義を誤解せんこと
を恐るゆゑに譯者の此思考の變換をさき務めて譯字を用ゐるは制限
をなしかきぬ今英語中も全く同義の語あらざるを爲に英語に移して
其意義を誤まることを免かれざるものありこれ則多くは名目あり今

これより列挙するに及ぶの如し其體の如しをならす

區道 クニノミチ (國分. 區分. 縣. 局. 省) シテ Suzerain (大諸侯) 如キ者

藩州 ハンシュ Departmental Lord (主. 君. 公. 領主)

朝臣 テウジン Count (朝廷. 内廷. 侍臣) Noble (貴族. 公卿. 諸侯)

直 チキ Suzerain (大諸侯) 如キ者

比古 ヒコ Prince (王. 皇子)

出賣 シュバウ Princess (女君. 女主. 内親王. 候妃)

經疆 キョウキョウ Territorial (土地. 地方) Lord

郎子 ロウシ Lord (貴子)

郎女 ロウメ Lady (貴女)

尊 タカミ Deity (神. 天主. 木像)

君 キミ Duke (公爵)

眞	True (眞實・確實・忠信・質樸)
王	King (國君・君主・主宰)
總子	August (尊嚴・威風) Child (小兒・童稚・孫兒)
命	Augustness (奧窩)
親	Ruler (管轄者・主宰者・元首)
親	Chief (首長・歐人・大將・指揮者)
臣	Grantee (費人・大臣)
尊	Noble (貴族・公卿・諸官)
別	Lord (主君・公・領主)

右に記したる如く、エロクシエーシエン等の語を用ゐたれとも、特別の意義を負はしめたるにあらず上に擧げたる名は多くの尊稱とありまた姓といひて世襲したる一種の名目より原書よてい一々これを

區別したれば此書も於ても亦各々これか譯語を充てゝ區別し且日本の語義を保存し得べき所の之れを保存せりされとも務めて原語の字義と失ひざることに注意せり譬のオミの本居氏のいれたる如く大身の意ならんとかもへは英語のツランデーに譯しまたムラジの族長の意なる二語より移れるなればチーフとす其、他ワケといへる名稱も至りて其、語原字義どもいと疑ひしき所われの只之レとロールドと譯す又ヒコヒメは實も其、日子日女(或は火子火女)より由來するも上代の時よりはやく其、本義を失ひて只尊稱とせしのみあれ英語のプリンスプリンセス或はロールドシデイを充てつ又あるひの只ユースメーテンの義も用ひたるもあり

さてカミ、マ、ミコ、ミコトの四語の事を論せんも先ツマといへる語より述ん此語の由來の詳ならざれと日本語學家の説よて此、説尊

頼庸云尊命ハ命令の義なるハ私記の容本に明なるを釋記に引る物ハ御事さあるハ疑ハし誰モ御事の義に思ヘどさハあらざる也

稱の御と同じ義理なりといへりされと意譯すれば漢字の眞の字を充るを以て譯者も亦此眞と同意なる英語のトルーと翻せり但此語の尊稱にして別に意義なきことハ心得へしさて又ミコトといへる語は其ノ義御事といふ熟語あれは今のアウガストテスとす此語の尊稱に用ゐて稍英語の^階マジュスター_下及^殿ハイテス_下とひとしく貴き人名又ハ神名の後に置く語なれとも今譯者はこれを明瞭ならしめむために持格の代名詞を用ゐて名稱の前ニ置きぬ譬へバ倭建命をヒスアウガストテスヤマトザケルとするが如し日本註譯家の説ニ據れハミコなる訓支那文字に充るに二ツの別あり年幼き王子の義なる時は御子とし(今西班牙の爵名にインファンテイと云へるものニ似たるをかもひわたれり)其ノ他は是を王の字ニ寫したりされとも玉の字をミコと訓するハ私ならんどもへり何にぞなれハ今按するニ日本ニ於てハはやく中

武郷神と云上とハ
音の上下ありて金
と兼なとの例なり
もと同言にあらぬ
を強て同言なりと
思ふよりかゝるむ
づかしき論も出來
るなり畢竟皇國の
神と云ものをよく
しらぬよりのとな
り

世も行われし封建政治に似たるもの、古代も行われしことを信すべ
き徴とも多くあり若果して然りしるらば本文に王と記したるもの
中に或の實は封建政治の形体ある王のありけんも計るべあらざれ
はなり近世の註譯家の如く其名稱を等閑と見かとして御子と訓むと
きハ王子の義として王の義をわらず史上の誤見といふへし我輩今此
緊要なる政治上の一問題となるべき事を等閑にするを忍びざれば則
原文の漢字の義理に従ひ王の字に充つるを英語のキング永夫曰キン
グハ霸王の
意を以てせり原文中最も穩當なる英語を當て難きと苦しむハカミ
といふ語なり實は此語は適合すべきものを看出し得されハ今假は英
語のデイトイをもちぬたれとも固より英國辭典によれば當らざるも
のなり何とあらハカミと英語のデイトイ又ハゴット神眞といハ其字義粗
似たれども相同じうらず抑カミといふ適當なる意ハ頂上又ハ上の

眞頼云カミハ奇靈クシヒと云ふこと也故に心中に尊敬し又畏懼の念を生ずるものと心得てよろし上と云ふハ其の意の轉せるものにて元ハ一ツなり

眞頼云神カミと云へるハ優長即尊長の外に出ざる者と云へるハ未カミ其の會得せざるなり尊上カミな上と云へるハ神より一轉したる言なること已に云へるか如し

義にしていまは通用せりこれより轉して頭髮の義となれり之レも頭髮のみ用ゐて顔の毛より用ゐず又世間一般に政府をオカミ則尊稱カミにて御上と云ひ又數年前までの官名も某守といふことありしもこのカミの意ありゆくカミハ長上の意にて殊も人界を離れたる神に對して用ゐられたるを知るへし歐洲人はデイトイ又はゴツド即カミと云へる語を聞けば其ハ心中に畏懼の念を起すといへとも日本人はカミと云へる語と聞けば能く其語原を知り得て常に神明の意義なき所に習用し來りたれり更に畏懼の念を起すとあしこゝを以て日本語のカミといふに英語のデイトイをわてたるハ西洋までおもくつかふ語をのろくもちゐたるものと考へし實もカミと云へる語ハスーペリナル優長即チ尊長の外にいてざるものあり此論後文に至りて再説すべしされとカミと云へる語の意義の論ハ右に述べたるにてたりぬへし

今此ノ章を終ふるは臨みて譯者の固有の名稱の事及ばざるを得ず
何となれこの事よおきては彼是多少齟齬するの罪を免られざる事
をねもへれなり實は固有名の翻譯の頗る困難の事一の固有名の何
物たるを辨すること甚難く一の固有名の意義明らかとして説話は關
係あるもの外國語は翻譯するの際概ね其意義を失ふの恐れあれ
なりよのゆゑは譯者の先づ第一は其固有名の真正の固有の名詞あ
りや又單は人名又の地名を書き顯したる名稱ありや否やを決定し
させることなる事なきものこれを改譯し其由來あるもの其原
語を保存して其語意を全せんことを欲すこれ語意の古人の意思を
傳ふるの緊要なる川流の如きものなれあり譬へは大國主神といへ
るの明白は大穴牟遲神の別名なるは過ぎすしかして此一名を有せ
しゆゑは此神曾て須佐之男神を欺きその神の女を携て逃竄し其女

武卿云手間と云語
の由來古書にあり

の祖神より大國即日本の主權を受けたるよりのくいへるあり又豊
葦原の千秋長五百秋の水穗の國といへるも唯日本と讚美したる名稱
よ過ぎすされののくの知き語の固有の名とし用ゐるべきものよたら
す又手間といへる語の日本上代の語中又其由來を見當ふされの單よ
某山の固有名稱なるへしされと亦名稱中或のやく其意の理解すへ
きも到底充分ある解譯を爲すこと能のさるものあり是を以て原書第
一卷よれいての其固有名の概ね皆原文よ載せたる記事よ關係ある
を以て其の神名と人名とよ拘のらす總て之をを義譯し又次の卷々の總
て固有名を義譯せず又此の書の三卷と通して土地よ係れる固有名の
僅ののかりの外の大概これを義譯せりされと又讀者をして固有名の
音義を知らしむること必要なるを以て其固有名を義譯たる時の
此の書の脚註よいて其日本の原語を示し又これと音譯したる時の

これに當れる英語を示し又其、固有名稱其、由來の疑ひしきもの、詳
 ん論ひおけり

○第三 日本紀の事

前説に述べたるものを熟讀せし古事記のみひとりたちて専ら世に行
 けるべきものゝあらざる事知るへしこれ余輩のみの説ゝあらず普く
 人の知る所なり先代舊事記の其、眞偽の疑ふべきものあるを以て姑
 く論せざるも尙日本の古學者の正しき書として貴重する書あり日本
 紀これあり此、書の品格は於ては古事記の下ゝありといへども人の
 贊稱する處ゝおいては常ゝ其、右ゝ出たり其、書の全くありしと紀元
 七百二十年即古事記を元明天皇ゝたてまつりしより八年後の事ゝ
 り

二史ともゝ其趣旨相同じされども古事記の言語及文体の質朴にして

頼府云此一段本居
 氏の言を凌駕して
 日本紀を賤しめら
 れたり天地開闢の
 説ハ萬國何れも似

たるか多き物から
神代の古言を漢字
に譯するに當りて
陰陽五行の似つて
いしき辭を交用ぬ
て翻譯するに過す
況や古言の旁に漢
字を附たるハ聖徳
太子より始まる傳
あれハ本居氏の古
よ文字なき説よ心
引れてかくる言も
あるへげれと吾輩
ハさのみ敬服せさ
るなり

武郷云此數句ハ後
世僧徒の作り出し
たる撰入文なるこ
とハ永草古寫本よ
さしごなる証あり
されどそれを見ざ
る人かく云ハんも
無理ならず

正辞云此あたりの
評論甘心く

修飾あきを日本紀の全くこれに反せり其、体裁充分(歌を除くの外)、
歌の或の存し或の省けり)漢文よ據り支那語を用ゐるのみからと尙
且其趣旨を修整潤色玄務めて支那の史体よ摸擬し又日本古代の開闢
説よ混合するよ支那理學説と道德の教とよ以てせり譬へば萬物の濫
觴を支那理學の元質なる陰陽二氣よ歸したる詞句を以て自然説なる
日本の天地創造説よ合せ易經禮記等を引用したる語を以て神武天皇
の語詞を潤色したるか如きこれあり又日本傳説中のしどろあきもの
ハ刪りて記さざるところもあり譬へて稻羽の素菟の説多邇具久の諸
神と評議せし説鼠よくものいひて大物主神を款待せし説の如きこれ
なり又傳説の旨趣を和け或の是を解説したる處もあり其最と著名な
る一例ハ伊邪那岐命其、身まうりし妻を見むと欲して黄泉よ到るの
説殊よ其、泉津平坂を登るの説是なりこれ實に古事記日本紀ともに

賴唐云紀の今本よ
或所謂泉津平坂云
く二十五字ハ大倭
本紀の攪入なり玉
原本に師云二字を
臨字の上よ加へし
にて疑ひなきを本
居氏すら深く考へ
すして日本紀を誹
まるをや外邦の人
にてかゝる難ある
ハさのみ咎むへき
よあらそ

此ノ平坂を以て實際の地名なることを記せども日本紀の撰者の務め
て其祖先をして學識ある支那人よ似せしめんと欲しこれヲ註解を爲
して或ハ泉津平坂といへるは復別に處あるにあらず但死よ臨みて氣
絶の際これを謂ふかといへりこれ實に臆説の甚しきものあり何とあ
れハ伊邪那岐命の顯國よ歸らるる時また此ノ平坂の事を本文中に記
載しあれば也余輩をして單一よ日本紀を評せしめハ嘗て舊約全書を
論評せしもの、如く牽強附會の説といはんとす日本紀ハ漢語を以て
傳説を記録し且之を修理潤飾するかくのことし之かるに其ノかへり
て純良ある古事記よりも世人の愛顧を受くる事多かりしハ何の故と
と問ふものあらんに此ノ答やいと易しこれ書紀ハ支那流に模擬した
るところあるを以て支那風よ薰陶されたる人々の心を満足せしむる
こと甚だ多く且讀者として上代の帝皇を敬ひ奉りまた國神を信仰せ

しむるにたることあればなり凡そ人民の殊は初世は於ての事物の理を考究するもの甚だ稀なるを以て本書に載する所の如き矛盾の説あるもたずしてこれら説をなして却てこれを主張せんことを務めたり譬へば世界の創始即ち日本の語辭を以ていへ天地の剖判の説の如き其事の起れる年既に久しきを以て先づ此事の源因を以て陰陽二氣の交感に歸する理論を信じなうらまた伊邪那岐命伊邪那美命を以て日本を生出したる男女の神なりとするの説を信するが如しその二神のもと陰陽二氣とあらわしたるものなりといひうたしとせず實際に於ても日本の諸書に陰陽二氣の名を此二神に附したるものありなり

又古事記に載せたる傳説に據て伊邪那美神の所爲を精しく詮鑿すれは陰陽の語は不都合もあるへけれど古事記撰者も亦既は漢文の序に

頼厝云上代の本辭
 さいふ物ありて漢
 文に譯せし物と見
 る時ハかゝる難ハ
 あるまじきことな
 れどさかく本居氏
 の言が先入となれ
 るをいかくはせま
 し

於て陰陽の語を二神に用ゐられたり又日本紀に據れり上古の天皇神
 功皇后の其兵士に告げ玉へる語に書經より引きたる辭句を用ゐ又景
 行天皇の蝦夷人の事を記す又支那の風土記にあるへき言語を用ゐた
 りしかるも其實此二帝のいまた亞細亞大陸と實際の開けさりし以
 前も御座ませしものなれり事實矛盾も甚しといふへしされどもこれ
 らの誤りをしることあかりし日本紀に於て此二帝の行爲を記録
 するに純然たる支那語を以て其章句音調自然に能く讀者の口よあへ
 るを以て此年代の差異を覆ふて讀者をして其非を發見すること能
 りざらしめたれりなり又支那の風俗一旦日本に傳はりてより日本の
 風俗支那の風俗に壓滅せられ神官の外も其日本の風俗を知るも
 のなきに至りしなどの事も多しよれりなり今これをいひんに龜
 甲の占法の如きも即ち其一例にして此支那占法一旦日本に行われ

頼府云龜トハ支那
の法にして日本の
古ハ鹿トナリト
云も先輩のいひふ
るしたる説なから
さよハあらず

しより古代日本の鹿の肩占法の全く廢棄に属せり蓋し此鹿の占法
も亦上古亞細亞の大陸より日本に傳はりしものなりやいあやハ今こ
れを措て論せと典籍の記載する所又據れば此占法の上古日本人の
神意を占ひし最と古き法ありし事知らる又支那の六十曆數を用ゐて
年月日を數ふる風俗の如きも亦其例なり此風俗一旦日本に傳はり
てより日本人の心もろれようつり行てそのならハしとなり行明か
又大陸文化のいまた日本に傳へらざりし以前の事蹟を記するにも
此曆數を用ゐてあやしむ事なく其錯誤ある事をも發見する事あき
ことハいなりぬ天文の器械、司天臺、書を著すことの術などの未だ日
本又傳へらざりし一千年以前の事蹟と記すよ一々其月日と配當せ
しハ淺ハかなることハいふへしこれ事實の矛盾の一なれども批評力
よ乏き東洋人のなほかくの如くして發見せざるへし
日本人ハ支那の曆法
を採用したるを論し

たる説グラムセン氏の日本年表に載せて詳なり此、學士ハ日本古代史ハ年月日を用ゐたる事を嘆し是レを難して文書僞作の最も甚しきものとなし此説よりして日本古代史も亦信用しつたしと爲せり本居氏の凡て半開化の人民ハ事物に就て疑問を發せる眞曆考及眞曆考辨を合せ見よ

の心よ迂く殊よ其、學者ハ古代の事實を貴重すること最と深さう故に其、事實ハ付て疑を發することも亦最と遲しこれ孔子自らいひし言語を以其證とせん曰述て作らず信じて古と好むとこの語を以てみるへし又語辭の上に就て古事記日本紀のことをいひんに外國の言文及ヒ文化の日本よ波及せし後一二百年の間ハ日本の學校よ於て専ら支那の典籍のみを教授し日本固有の言語も俄らよ變遷したるを以て漢語を解する事ハ易く日本上古の語を解することハ難くなれり此ノ一語のありさまは余輩羅旬語の書と古代の英語の書とをもつてこれを比較せば思ひ半よ過ぎなむ第十八世紀に日本一新するや日本の學者ハ古事記を以て日本紀より更に純粹にして且國書を以て

これを貴重するの風は趣きたりされども古事記の文体たる奇異よし
て許多の註釋と參考するにあらされり了解しうたき所あるより日本
書紀の如く世人の愛顧を受くること能はるることゝなりぬこれ此二
書の殆ど同時又世に公にせられたれども各其歸向するところを異に
し隨て亦其成績を異にせり

歐洲の學士の爲に日本書紀の主として益ある所の彼の神代の事を記
するは當り本文の註解として一書曰といへる項を加へ同し傳説中異
同ある數種と記載したるこれあり日本書紀中に一書の項の近來日本
の歴史を論述するは多く引用するものとなりて此書の脚註にも亦時
々これを記載したれの讀者もまたこれを見るならん又其他は古事記
は漏れたる傳説よしして日本書紀の本文或は其一書に載せたるものあ
り例は日月相代り照らす所以の理を作出したる奇傳説又須佐之男

神、神逐の傳説を解陳し此、神諸の神の許に至り隱所を乞ひし、諸神之を許し玉のさりしことを述べたる説の如きこれなり又日本紀に多く古事記に異なる歌を載せたれば上古日本語の辭書を増補するも益あり又日本紀には本文の註解として種々の音訓を載せたればこれよりて古事記中眞字にて記したる言語の發音又は假字にて記したる言語の意義を考窮するを得而して日本紀の七百年を以て終り古事記の六百二十八年を以て終りたれば古事記の卷中に記さざりし七十二年間の事蹟と備へたりかくの如くかれ、或者の如く日本紀を以て日本史籍中の第一として主張する、非事なりといへども亦日本の神傳及日本語辭を學べんとするものはこの紀に依らざるを得ず

○第四 日本古代の風俗習慣の事

古事記の撰者か記したる傳記に従へば上代の日本人の遠く蠻野の境

域を脱せり尙野風を免れさるところわれども技藝大に進歩したりき
 人世の初階たる石以て物を製造する所謂石世といふを既に經過し
 永夫曰西洋考古學者ハ人類進化の度を量るに當初著く用ゐたる物品に從て三
 大段落に分てり即チ第一石ストーンエーヂ 器の世第二青ブロンズエーヂ 銅の世第三鐵アイロンエーヂ 器の世
 跡とたゞ知ることおきに至れり或はさまたゞわらざるも殆どさる有
 様なりき其後に至りて青銅といふもの近隣の大陸より舶來せしよ
 より其物品を知りたれども純粹の青銅世といふ世を經過せざりし
 事も明かあり當初既に鉄器世よて矛、劍及種々異形の小刀を製造し
 また平時用ゐる物よてハ漁獵の爲及屋舎の戸をかくるよ用ゐたる鉤
 を造るよいつれも皆鐵を使用せり兵器の用よ供しまた獸獵の具よも
 用ゐたるものよ禽獸を獲り又敵兵を討取るよ絲蹄、押機を用ゐたる
 外よ弓矢矛、鞞等ありこの鞞ハ獸皮よて製作したるが如く見ゆれど
 全くさよわらずそいたゞ外面を修飾したるものあり矢も飾るよ羽を

武郷云記に見ゆる天安之河上之天堅石紀に見ゆる全剃眞名鹿之皮以作天羽櫛なま製造する器具にあらずや

又云斧のこま古譜拾遺天照大神の新宮を造る所に見ゆ
寛云播磨風土記に整柄を山にまじりし事あり神代の時の事なり

寛云素戔嗚尊の新羅に往來せる事其始めや
肥前風土記景行の朝船帆の事御船の沉石などの事見ゆ又御船にて渡海のことあり

以てせり今思ふも杖もまた此等の器具どもも用ゐし所あり刀劍及小刀の事よつきての記中載する所多しと云へどもろを製造するも供したる器具の事よいたりての絶えて聞くところなきまた後世普く用ゐて一家の器具たる鋸、斧、杵、臼、火打、槓、鎌及織物も用ゐる梭などのことのあるを見ずされと杵、臼、火打、槓、鎌及織物も用ゐる梭などのことの見えたり

航海術の事よ至りての甚初歩の地位よありしと見ゆ古歌よの船よ掉さし又船浮ッてあどの事數多記しあれども實も航海の業の支那開化の廣く波及せし第十世紀の中頃までいあらざりき又古事記日本書紀よ二俣小船を池あるひの湖水よ浮べたることを記したりされと此の二書よ通例記されたるよの上代の燒カキ舟を用ゐたることあきた水の入らざる様よ作りたる籃の如き物の中よ乗りて海上よ往來し

又天より降るも同じものにて各々人力よりて其船を進行せしむるにあらず神明の冥護を得て其志すところを遂するかことし市邑或は村落の事も就きては古事記又日本紀の神代紀中にも記載せしものを見ずされど他の書によれば海濱或は河沼は小村落ありて其屋舎所々は散布孤立し人口も至りて僅少あるものありしか如しまた家屋建築の事も書中往々載するあり帝皇の宮殿諸神の殿堂の事殊に多し日本にては宮殿と殿堂とを單に宮といひて同語を用ひたり抑古事記の撰者の通常平易質朴なる文体ありしか神殿建築の事を記載するにあたりては其常体を捨てて歌詞にあらへり假令へは出雲王天孫の命は隨ひ葦原の中國を献り天孫亦出雲王に報ゆるに住所を建築せんと約せることを記せる文は底津岩根は宮柱ふとしり高天原は氷椽たかしりと記せるを見て知るへしさて斯く宮殿殿堂を同じく宮と稱す

寛云古へに所謂八
翠殿あり齋殿あり
殿の爲に見出雲
大神の高に建たる
日隈宮の高なる天
柱の厚く太く板の
廣く厚く云ひ後
世迄其制を違へず
數十丈の高きに及
べり(今ハ少しく
さ尙高壯なり)神
武帝の橿原宮を宮
柱太しりたて博風
高知り云ふ豈矮
陋の屋ならんや豈
蛇蝎の登るべき低
き地床ならんや神
代の時に天皇行紀
に語あり天景行紀
に語あり神功紀
に語あり應神紀
徳に高室あるもの
合せ考べし此書中
往々帝皇の事も賤
民の事も混して一
つに云へる見ゆ校
訂すへき事あり

れと所謂この宮ある語を見て其建築も宏大美觀あるものと思考すべからず今聊のまればを明らかにめん爲ふ古き祝詞を抄出せんとおもひしよ
既又サトウ氏の抜粹したるものあれに今こゝに其文を擧ぐ

上代日本皇帝の宮殿の木造にして其柱の現時の築造の如く廣大
かる平石の上へ建たるにあらすして直に地中に立たりろの組立た
る材料の柱、梁、桷、戸、柱窓架等にしてこれを結構するは葛、藤等の如
き蔓草の長き纖維にて製りたる繩以て結ひたり又地床の低くあり
しかるべしされにこれに住する者其疊上へ座臥する時往々蛇蝎
の害を免かれず蓋し上代はありてに現時の如く田野も開らけさ
れば昆蟲の數も多ありしかるを履し地床は元來屋舎の兩側をよ張
り廻したる臥床の如きものにて其餘は空地泥土ありしか其臥床
次第は廣かりて終は屋内の全面を擴ることありしことし又桷

の交斜して棟木の上は突出せし事今日神殿の屋根を見るか如し但し此様の附着法二種あるは依りて神殿の建築は二様の式を生せり一と楠を一本つゝ交斜して屋根の上は突出すと一は只屋根の兩端はある楠をのみ交斜して家屋の粧飾と爲すと云り此二法の前の式の如く古し屋根の草葺きて其前後の各端は三角形の穴を穿ちて薪炭の烟を通らしむる處あり故は其處より小鳥等と飛込て梁木は止まり食物或は糞物等とを汚す事ありき

右は擧げたるはて宮殿建築の製を知るは是れは今聊か一二の増補を尙すのミろの當時家屋の周圍は垣を用ゐしこと又木製の戸ありて或は鉤を以て結へりこの戸の製は現時の日本にて用ゐる屏風の如き引戸との異なりて反て歐洲風は似たり又家の扉戸は只穴の如きものにてありしと見ゆ又敷物は皮疊菅疊を用ゐしのみならず富貴の人の

清矩云禊ハ上古の俗の習慣にして耶蘇の洗禮の如く宗教より出たるも二季の大事ハ朝廷の公事の一つあり但し後世轉して巫祝の所爲さかりたるより論者の此言あるなり

寛云上古忌部連あり其屬に忌部あり以て神祭に仕奉る其齋戒沐浴すへて清潔あらざることなし故に忌部の号せり後世巫祝の禊事を修むるも亦其一端あり清淨の習慣ハ神事を重んずるより起ると知るへし

武卿云かはやハ傍屋の義にして川屋の義よあらず水道を築造せしこと證なし

純疊を敷きたりき

現時日本人ハ亞細亞大陸の隣邦人と殊よして身体を清潔よすることの美き慣習あり其上代よ於てハ現時の如くならずといへども既よ此慣習ハ上代よ胚胎せりと見ゆたりろハ屢々河水に浴せしことまた皇子よ侍して浴湯の事を司ざる湯母のありしこと其他襖と行ふを以て宗教儀式の一とせることこれ等よよりて上代早く身を清淨よする慣習ありしよと明らかかり厠室のこと亦書中往々記されたり其ハ家より離してすへて水邊よ築造せしかるへしされハ古語厠をうはや即チ川家といひしものからんこと疑かし尙水邊よ建築せしことよつきてハ世よ普く知られたる第十世紀の書籍ある大和物語よ實よいへるあり曰く上代人ありて生田河の水よ平屋作りの家を建て住たりと而して尙其ハ建築の仕方を推窮して論するよ及ふものありまた古

武郷云、扉戸の設け
 ぶしと云るは木花
 閉耶、姫の産屋に限
 る事あり他の産屋
 の例とすべからず
 寛云、産屋の事、襲
 の事、今も蝦夷に
 琉球、八丈島、よのこ
 まりされ、其島人
 の小屋、つくれるを
 見て、我が古への伊
 邪那、美尊の産屋、應
 神の時の産屋、又天稚
 大臣の産屋、又天稚
 彼の、喪屋、同じく
 彼小舎の如きもの
 さらん、云ふは推
 測あり、いかで、小
 民の類、さ同し、ら
 ん、古書、のさま、實、朴
 よして、飾り、おき、故
 に、さも、思、はる、い、お
 り、よく、考、へ、たら、ん
 よ、は、其、然、ら、さ、る、こ
 さ、を、知、ら、る、へ、き、も
 の、ぞ

事記及日本書紀に記したる神武天皇の紀事、其、他古事記の垂仁帝の
 御世の紀事、文よりて此、大和物語の説を明らむべきものあり、され
 ど、そも、さたかあるもの、よ、あ、ら、さ、れ、の、確、證、と、い、ひ、お、た、く、又、水、邊、に、住
 する未開の人民、何れの場所、よ、て、昔、も、今、も、同、し、休、み、水、邊、に、築、造、し
 て、住、み、し、も、あ、り、と、い、ふ、の、み、よ、し、て、現、に、記、者、の、大、和、物、語、の、一、説、の、外、よ
 り、日本も必し、うせり、といふ、へき、確、證、を、得、ず
 又一種、特別、ある、家、作、あ、り、て、古、事、記、日、本、紀、の、二、書、よ、明、ら、る、よ、載、せ、た、る
 も、の、あ、り、産、家、こ、れ、を、り、此、家、の、妊、娠、せ、し、婦、人、を、退、去、せ、し、ゆ、ん、爲、よ、設
 けたるもの、よ、し、て、只、一、間、よ、て、扉、戸、の、設、け、あ、ら、さ、り、さ、こ、れ、畢、竟、分、娩、す
 る、よ、他、見、を、憚、り、て、作、れる、も、の、也、本文に記せる慣習、日本帝國の邊隅、に、概、近、ま、て、行
 は、ま、し、こ、こ、を、記、せ、し、も、の、あ、り、爰、は、一、千、八、百、七、十
 八年、よ、サ、ト、ウ、氏、の、八、丈、島、に、行、れ、し、さ、き、の、記、お、り、其、文、曰、八、丈、島、に、於、て、は、昔、時、婦、人、兒、を、産、ま、む
 さ、ま、る、こ、き、來、れ、ば、山、の、脇、に、小、舎、を、設、け、て、之、に、住、ま、し、め、其、婦、自、ら、分、娩、の、勞、を、こ、り、て、他、人、の、敢
 て、あ、つ、お、ら、ず、故、よ、出、産、せ、し、赤、子、も、往、々、死、し、あ、る、ひ、幸、に、死、を、免、か、る、も、出、生、の、初、か、い、る、無
 造、作、な、る、有、様、よ、り、生、涯、の、病、種、を、醸、せ、り、又、此、際、他、人、と、交、際、す、る、事、を、嚴、禁、す、る、法、あ、り、て、産、婦、の

寛云出雲風土記大穴持命八十神を伐んとして城を造ることあり

武郷云日本紀に積稲作城さしたるにあり但し是は一時城を作る間に合はざる時の事なりはあらず

頼唐云皇大神の天國には古事記にては大神殿あり忌服屋あり日本紀も亦然るを偶不寤籠の方の御心引れて皇神の御住所を穴けるにや

其尚親の死せんさするにも小舎を出るを許さざりき此幽閉は其婦の爲に害あるのみならず本宅を出て永々不在おれぬ主人の不便跡からず爾來この慣習大に弛みて山腹小舎を設くること等は止むたれど尙宅地内より別小舎を建つるなり日本内地の人よても該地に住せる人は其愚行を墨守するを驚かざるはなくこの弊習を廢除するを賛成せしことも屢ありし將軍家の施政中は改良の氣象乏しくして其功を奏せざりしを惟新帝政の時來りて以後島民を諭して此弊を一洗せり是以てこの慣習をば官府にても禁じ殊に世の風潮もこの慣習を駁論するの勢なれば特禮の一たるこの上代の遺また男女婚姻を結むとする風も既に已よこの島民の中は消滅せしなるべし

また男女婚姻を結むとする時、殊に家屋を新築し其處にて婚禮を爲せしもの、如し又帝皇即位の擧あるとき、其禮を行ふ爲に新殿と新築せりこれ確實のことあり

城の事、耶蘇紀元前第一世紀よりわたる時代まで、明らかには物を見あたらすこの時初めて稻城といへる珍奇の語ありこの詳なる意義は本國の註釋家の中よても種々異論ありて決せずといへども上代日本人の記したる漢文よりよて參考するに當時將士等楯として身と遮蔽せん爲め、砦のうしろより用ゐたる柵の如きものありと此説として果

寛云畏くも我天祖
 天照大神のます高
 御座らんと野蠻の穴
 居るにをかし彼時
 る殊にをかし故に
 平常のまじ處に
 ありさるまじ瑞小
 古語拾遺に大峽小
 峽の木をきりて瑞
 殿を造りたる事も
 見ゆるあり殿門を
 守衛せしめたる事
 もあり然るを此書
 に岩窟に住居せし
 さ想ふへしさる事
 ありしにもあれ
 ざ其詞を迂遠にし
 たるは蝦夷と同一
 の看をさしたるこ
 と著しきくむへき
 日つきり

して正しく當れりとせり余輩は今一語の善例を得たり稻城といへる
 語の往昔只垣牆は過ぎさるものを示したる稱ありしか後より石城の
 如き物の稱にもありしことこれありこれ世の進むは従ひて語意も亦
 進みしものあり却説今住所の事と付ての論と終るは臨み云ふんとす
 る所のもの古事記は往々穴居の住民を説きたるところあるにつき
 てあり天照大御神石窟隱の傳説ときかば人或は日本人の祖先の上代
 斯の如き岩窟に住居せしと思ふべしさることありしよもわれ日本古
 傳説の整頓したる頃より永夫曰第八世紀頃を云なるへし有様の過ぎ去りてあるこ
 とおかりき惟未開の蝦夷及盜賊などの外よりかゝるわらき住所は隱
 居を構へしものあらざりきと信す

上代日本人の食物は魚及弓矢絲蹄等よて獵獲したる禽獸の肉あり正
 史時代の佛教盛も行はれし頃より肉食を禁することの行はれぬれと

寛云リ粟麥は後人の攪入さ云るは神代卷以後に多く見ゆるを以てかく断言したるにや神代卷二にも粟田豆田あり神武天皇の御歌に粟田の語あり繼体紀の人名にさげ媛ありさげは小ひ也また物部氏に参入宿禰云ふものあり當時その物ありし故に名に負しなり

寛云神武紀に嚴究のカモノあり筈ハ鳩の如しオモノは之にかきたる食なり又云仲哀紀は年御獻此云彌那倍さある麻即鍋也播磨風土記仁徳朝のとな云て奈閉ノ落し處を黒閉津と号くさあり

尙古代よりさることはかりき稻種の耕作のこのみの實は古代より溯りて其起原の今より記すべからざる以前ありしといふこと疑ふべからずされど大豆小豆粟麥の事實は神代の傳説中より擧げられて蠶の記事と同處よりあれども共疑ひし此の文体を見るは恐らく第八世紀前後の年代より人の攪入したるものからん其の他植物及果物のことを記せるものあれども大概何れも一例のみとして殊に有益の事もあらざれば下文に記したる植物の表中より列記すべしまた日本にて酒といへる飲料および食事より用ゐる箸の如きの上代よりあり其の他、窪杯、杯盞、葉盤(或ハヒラデ)、或ハ木葉にて造る等の事も屢々記載ありて其の器具を記せしもの少からざれども食物を煮る爲に火の上より用ゐるものよいたりて更に記せしものおしさて机の事も屢々記載されたれども飲食の時より用ゐたるを見ず爰に専ら物品を

武郷云神壽詞に伊都閉黒益之と云とあり黄泉戸喫の戸も食物を調理する器具より出たり

寛云保食神が食物及び毛の廉物に食物の類を百机に備へて饗すミツヘと云と紀に見えたり又饗百机を設くると云ともあり

寛云古事記應神の段伊豆志賀寶神のとを云る條より宿の問に衣裋及び織袴を縫り縫ひて云くともみゆ針もて縫ふといふ云ふも常陸風土記云る如く編も

供進する時の用を充てしとみえ實は其形も少にして其丈至りて低し

上代の日本人の衣服は一種の制ありしよとまた其用法ありしを見れば昔時既に服制の大は進歩したるを知る既に上代の傳説中より上衣、裳、セハカマオビオサセ褌、帶、被衣及冠などの事を見たりまた男女ともは當時寶石を貴重しを以て造れりし頸飾、腕飾、頭飾、ちとを以て装へることをも記せり此事をおいては其子孫たる現時の日本人の衣は異りて絶て寶石などを飾ることなきは全く反對の風あり又古代の日本人の麻布、楮の皮を以て衣服を製りアカキ齒あるひはタイセキ松藍及其他の彩色ある草を摺りて染つたり余輩の考は衣服を調製するは針以て縫ひたること見れば惣て衣服の糸以て編まれたりきとかはゆ其の既に第四世紀は支那の註釋家の書れたる山海經に日本人の針を用るざりきといへ

のよて作れるもあ
りし故よ山海經よ
ハ其一をさりて云
々さ云るさり一を
執て万を疑ふ勿れ
武卿云神代に百八
十縫白楯云とあ
り楯をさへ縫て作
るいかに衣服を
縫ふ針のさきとあ
らん巳よ釣鉤のと
ありてそれを神功
紀よハ曲針爲し鉤
ささへあれハ鉤し
物ぬふ針を本とし
たるさり

寛云伊勢神宮の祭
儀よ古代の風を傳
へたる日祈の神事
あり此祭ハ早禰の
忠なきとを祈るよ
つけて奠笠を神よ
献るなり天祖天照
大神尤も意を農業
よ用ぬ玉へり故よ
現今よ至て其故事
を存せりさ見ゆ

るを見たり然れども崇神天皇の 又上代ハ多く獸獵をのみ日々の職業とな
しぬれハ獸皮を以て衣服とせしともあるへしと推測せらるるハ古事
記中に其例證ありまた古代ハ簀笠を用ゐたりと見ぬて日本紀に其事
を載せたりるハ今ハ尙日本の農民雨天に用ゐて大益あるものなり
また常時の紐として蔓草のつるよ用ゐる軍士多と腰に帶 するよもこ
れを用ゐたりき又櫛のことも古書に數多記されたりされハ頭髪の装
ひあつきてハ常時殊に注意せしを知るへし其頭髪の風ハ男兒ハ頭
頂に於て結び成人の男ハ二束よ分ちて頭部の左右に結び女兒ハ垂髪
にして頸に下げ其ハ既に嫁したる婦人ハこの若き男女の二方を合せ
たる如き狀になせり頭髪を截りまた髭を剃るなどのことハ懲戒法の
外古書よなきことありまたこの頭髪風ハ男女異ふれども服飾の風ハ
別あるを見す

武郷云葛草を以劍
を腰に帶ひしとあ
らず此ハカノツ
ラサハマキの歌を
誤解したるよハあ
らし

武郷云懲戒法よハ
おらず祓除よ用お
しなり

寛云掃磨風土紀仁
徳の朝瓶酒を馬よ
着くるともゆ荷馬
よハあらぬ又同
書大穴持命のとき
犬のとあり蠶の
も見ゆ

武郷云吾國自らな
る山蚕と云ひて野
山よ生長する蚕も
あれハかの奴理能
美か所登出たのみ
疵さとしハ至て狭

頭飾頸飾及腕飾に用ゐられたりし寶石よ付て其質いなる石に
同じきや古書よ於て更に記載せしものなければ知るべきによしかし
支那語よてハ寶石の種類ノ異なるよ從てそれに當つる文字も亦異か
れと日本語よてハ單に玉とのみ云ひて人の殊に珍重せる唯圓形硬質
のものといふあり日本の古書に於ても玉といへる語ハ種々の寶石に
用ゐる名にて其種類ノ差別を知ることを得ずされと余輩ハ日本の
古學を研究きたる勞よより其手本を得たれハ其玉の普通ノ材料た
るものと知ることを得たりその瑪瑙、水晶、玻璃、玉、蛇皮石、蠟石、等よ
て其形ハ通常勾玉或ハくゞ玉なり

又家畜ノ事古傳説中に記載せしものハ馬(乘馬)のみにして荷馬に非
ず)鶏また漁業に用ゐたる鵝等のみなり蚕ノ事ハ上文にも云へる如
く疑ハしタレハ此數に入れず

紀仁徳天皇の卷よ蚕を奇虫とせし傳説あれハその
頃朝鮮より傳來せしことあきらけしさまと既よ記

〔寛云一書紀の歌カ
マシト云ものあ
り山羊なりと云皇
極紀も似山羊と云
とあり但し譯者の
所謂正史時代のと
也〕

清原云古史も就て
かゝる考案を下せ
しもの未だ邦人よ
ハあらずと覺ゆ歐
洲の學ハかゝる筋
を專よすといふ云ふ
もの、我邦人を驚
おせりと云へし

の海宮の段又弟橘姫入海の段も緒學の事あるを見れ
ば細布ハ是より前ハ大陸より傳來せしものならん 又犬及ヒ牛馬の事古事記日

本紀の末卷に見えたりされと羊、豚、及猫の如きの當時いまた渡來せ

されハ日本人の知らざる事明らかあり實ハ數年前までハ日本ふてハ

羊ヲ知らず山羊をば今尙殆ト知らざるも、如し鶏の外ハ豚及ヒ家禽の

如きの甚稀あり古事記の前部に載せざる 前部後部と區分せしハハヤ、杜撰
の如くなまとも第三世紀の初神

功皇后の朝鮮征討の年代以前を以て前部の脚すすハ輿論によれば此時代ハ於て日本始め

て亞細亞大陸と交際を開き種々彼より傳來せればなりさまと余輩の説ハ第五世紀履仲天皇

の代の初までハ正しく日本の歴史といひて信すハ動植物の名を擧るハ益あらん

どかもへバ左ハ掲く

胎生類

- 熊 クマ
- 猪 イノ
- 鹿 シカ
- 兎 ウサギ
- 馬 ウマ
- 駒 コマ
- 鼠 ネズミ
- 海驢 ミンナ
- 鯨 クジラ

鳥類

- 鶏 カキ
- 鶉 ウ
- 鳥 カラス
- 千鳥 チトリ
- 水喜鵲 サキキ
- 鶯 ウグイス
- 翠鳥 ソコトリ
- 鶺鴒 ヌエ
- 雉 キジ
- 白鳥 シロトリ

鴨 カモ
雁 カ

爬虫類

鱉 ワニ
龜 カメ
たにく、
蛇 ヲロチ
蛇 ヘビ

昆虫類

蜈蚣 ムカデ
蜻蛉 アキツ
蠅 ハエ
虱 シラミ
蠶 カイコ
蜂 ハチ

魚類

赤鯛 アカタビ
鱸 スズキ
海鼠 ウサギ
くらげ

貝類

比らふかひ
蜃貝 シサガヒ
細螺 シメツミ

草木類

羅摩 カミ
むく
わさぎ
竹 タケ
小竹、

蒲黃 カマ
菘 ホウキ
椿 ツバキ
うつら 種々の漢文
字を充たり
檜 ヒノキ
麥 ムギ
豆 マメ
小豆 アヅキ
日景 ヒカケ

黒葛 ツツラ 槁 スキ 菁草 カヤ 眞賢木 マサカキ 薑 ハシカミ 海萵 コモ 柘 ヒノラキ 藍 アヲ

山由理草 ヤマユリクサ 三枝草 サキクサ 茜 アホチ 粟 アハ 蘿 コダ 白檮 カン 柏 カンハ 桃 モモ

ろば ロバ 松 マツ 葛 クズ 葦 アシ 稻 イネ 海布 メ 管 スガ 眞栴 マサキカツラ 楤 シ

蒲荷 モウカツラ 朱櫻 ベニカ 臭韭 カミラ 酸醬 ホ、ツキ

又古事記後部に記せるものを擧ぐれば左の如し

動物類

牛 ウシ 犬 イヌ 鶴 ツル 鳩 トビ 鸛 ニホドリ 雲雀 ヒスリ 隼 ハヤブサ 鶺鴒 ウツラ 雀 スズメ

まかとしら 鷓鴣 ササギ 入鹿魚 イルカ 年魚 アユ 鮪 トビ 蟹 カニ 蛇 カマ 蝸 カタ

草木類

榛 ハシノキ 御綱柏 ミツナカシバ 藁 ヌナハ 菘菜 アチナト 梓 アヅサ 栗 クリ 解葛 トコロツラ 木檀 マユミ 瓢 ヒヤコ

萩 チハ 萩 コモ 藜 サナカツラ 檳榔 アボヤサ 蓮 ハナム 熟瓜 ホツト 歷木 クスキ 檜 ナラ 赤檮 イチヒ

獨 オチハナ 檜 ヒノキ 大根 オホネ さしふ 菱 ヒシ 野蒜 メヒル 楓 ツキ

此、他物名の尙或、地名よりて存せるものあり例へば洲の名の科野、於てシナ、蓼津、於てタテ等の如しされども斯の如く名あれバ必、物ありとの確定し、又日本語の一の單語、て數類の物名を含みたるものあり、又し、のみならず、時として、一種の外尙異種のものを含むものあり、例へば千鳥といふ語、稌クヒナ鶏の一種類にも用ゐ、又雁といふ語、鵝の惣名に用ゐ、しものよてこの種類のみならず尙大鶩ダクの名も用ゐたり、其他尙注意すべき、現時と第十一世紀第十二世紀以前との同一の語にて、其意に差違あることあり、され、十分に精密なる語意を得んとすること、實にかさし

今前表を見、れ、古事記の本草書、あらずして、實に、う、草木の名を多く舉げたることを知るへ、し、また現時世に普通なる植物、て、記中に見えざるものあり、茶木、梅木、橘の事に付、て、殊、外國より來りし事

を記載されたれどもこれあり又古代の日本人の金石の種類につき
ての注意せざるもの、如しや、後に至りての貴重なる金属の多く其
色は従ひて名と附せること左の如し

黄金ウツカ子 金

白金シロカ子 銀

赤金アカ子 赤銅

黒金クロカ子 鐵

唐金カラカ子 (或ハ韓金) 青銅

されど此等の金属の中にて最も古き代より人々用ゐたりし事の古事
記中よも明らかなるは鍍あり金銀を本として目に輝く種々の珍寶の
昔ハ唯西陲の朝鮮のみもありたりきと又土の種類の中にて記載せら
れしものハ赤土アカツのみあり

又色の名の古事記に見えたるの

黒

青

(綠をも含めり)

赤

斑

白

等なり

黄色のことゝ記載せしことなし(幽冥を顯へしたる黄泉なる漢語の外に)其、他近世日本にて物色の精密ある區別を爲すに用ゐる所の語多しと雖とも記中更に其名稱を記載せしものなし又記中青、綠、細言すれば黒、雲、及び青、即ち綠、海などの語見ゆといへども青天と云ふ言の多く支那の古書にあれとも古事記其、他の古書に見あたらす

親屬の等級を分ちたる稱呼の事ハ社會學を講究する學士に於てハ充
 分有用なる事あれハ今聊カ之を述ヘン輓近日本に於てハ親屬の區別
 たる現に歐洲にて通用する所のものと實ニ大差カシトす例ヘバ父。
 祖父、曾祖父、伯父、甥、繼父、繼子、養父、養子等わり女にもまたこれハ對
 へたる同語あり即^テ母、祖母等の如シまた兩親、祖先、從弟、親族などの
 泛然たる稱呼もわり唯大ニ殊あるものあるハ余輩ハ男の兄弟を單に
 ブラザース女^ノ兄弟を單ニシスタースといひて互ニ同體の稱呼以て
 しぬれト日本よてハしからず其男女の兄弟を尙二種ニ分てリ即^テ

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 兄 | エラダ一 | イロキ一 |
| | Elder | Brother (s) |
| 弟 | ヤンタ一 | イロキ一 |
| | Younger | Brother (s) |
| 姉 | エラダ一 | シスター |
| | Elder | Sister (s) |
| 妹 | ヤンタ一 | シスター |
| | Younger | Sister (s) |

此は全く支那の慣習を従ひたるものなり

然りと雖、古代は於ての(現時尙朝鮮人の間に行はるゝ稱呼にや、似て)前より述へたるものとの異にしてまた錯雜したる制ありし、爾後支那風大に行はれ殊も支那文流行せしより古法は廢せられたるものなり、其證は古事記中に假字にて書れたる詞ありされとも其詞のみにては満足すべき説明とするは足らず尙このことたる日本學士すら其説明は苦む所なり況や英語もてものすれば誤謬を生ずることありしとせず、今本居氏の古事記傳第十三卷六十三四葉は示されたる古代の慣例を説明したる文をもこゝに引用して其一斑を示さんとす、其文曰

古(兄弟をいふ)男(兄弟)女(弟)に對(へ)て(男)兄(の)こと(を)せ(或は)アニといひ(女)兄(を)對(へ)て(男)弟(をも)また(と)い(へ)り(而)して(女)弟(を)對(へ)て(女)

兄とアチと呼び男弟も又女兒を指してアチと呼へり又(男兄も對へて)男弟をオトといひ(女兒も對へて)女弟をもオトと呼へりさて又(男兄に對へて)女弟をイモといひ(男弟も對へて)女兒をもイモと呼りかくて又兄弟姉妹の間まてはセをイロセアチをイロチオトをイロトとも常といへりこれ又準るにイモをイロモといひけんこど決し(本居氏は所々も於てイロある語を親愛の詞として説明しぬれど疑し)

あくの如くあるを見れば其主意たる男は女の從屬すべく長子には少子の從屬すべきものとせる事明らかかなり東邦も於て(殊も未開の時も於て)女の位軽く男の位重きこと常なればなり

尙其(他)注意すべき事は妻と妾の別なりこの古事記中にも間々記載されたれとも恐らくは其(家)格貴賤の區分の立ちたる例あわらざる

寛云幼の長も從ひ婦の男も屬するぞいさく正しき俗なるを其へさまなるをよしと思へるは彼西洋の習慣よしして吾國の道もたがへるものなり
武郷云女の位軽く男の位重きを天地自然の大道なりふまを知らざる心よ夫聞なき云拙し

武卿云イモハもど
 女を親しめて云語
 なまハ妹もも妻
 夫も我の親も云
 方よりいも云る
 なり妹と妻を區
 別する語なりし
 こと云るハ非なり妻
 をハうちまらせて
 ハツマと云り妹を
 ツマとハ云ハすこ
 れよて區別あると
 を知へし

又云繼母と母と既
 となし繼母とハ既
 一わら母とハ既
 る上おらでハ既
 ぬ稱也父の妻を
 ふへて繼母と云へ
 ららす此ハ崇神
 祖に見わたる
 とあり

のみならず妻の事を平常にイモといへり此イモと云へるハ妹イモツトも
 通ふ語にして妹と妻とを區別する語なりしならん日本も後世
 といたりてハ西國の如く近親と婚嫁するを禁忌すといへども此事古
 代にありてはしゝらず又異父異母の姉妹と婚し繼母と婚し伯母と婚
 したることありまた一時ハ二人或ハ三人の姉妹と婚せしことありさ
 當時風俗とありて人々許容して更ハあやしむことかかりき然れとも
 斯の如き配偶ハ支那道德學上の思考と自然大ハ反對せしより其思考
 初めて威力を顯ハしてより近親と婚嫁するを禁じ是を嫌ふことハな
 りき其ハ勢漸ク熾るるハ至り古代の風俗と舶來せし道德學說と齟齬
 するより爭亂を生じ遂ハ國難ハ及ひし事あり輕の太子の説話を参考すへし 姉妹と婚
 嫁するの風ハ自然ハ消失せぬ其事ありしハ唯神代の頃のみなりささ
 れど異父又ハ異母の姉妹及伯母等と配偶せしことハ正史時代までも

寛云同母兄弟相婚
そるハ古へより未
曾てあらざるの變
なるより皇女を
流刑に處する如
き非常なる決斷あ
りしありもごより
ざる習慣からんよ
は何ぞ此皇兄弟に
限りて罪せらるへ
きや見よ支那道學
說來りしに就て争
亂を生したるにあ
らざるを

續きたりき上代の日本人の其婦を撰ぶは各人其の自由に委せて敢てこれを妨ぐる法を設けしものを見ず男のたにての其新婦と共に禮物を受くることあるのみ

さて今古事記卷中にて上代の部を記せるもの、前後を参考して古代日本人の生誕より卒去に至るまでの一代の大要を陳述せんとするに當り前既に論述したる産家の事を再陳せさると得するの殊又牖戸を設けざりしといへり赤子生れて初めて此世の光明を見しなど、云い恐らくの事實を齟齬すべしさて兒子の生るゝや其母其兒子を名を命じ其名たるや各其容貌體質を適當したる名を負せり最と上代の人
の名(余の考よれり)數語を合せたる一連語の一名なりき永夫云連語の一名
さハヒコナキサダケウガヤフキされど既に正史時代の當初に至りては姓及アヘスノ命の如きを云なるべし
ひ戸と稱するものありろは各人の勳行あれり其賞として帝皇より

清順云こゝに姓さ
いふハ中臣忌部ふ
このウサのともや
然らハ支那より摸
し來りしものにあ
らすして固有の風
ふり又戸を帝皇よ
り賞さして賜はり
しものさ云ハ士師
の連の類をいへる
にや此類及び大臣
大連の類ハ其部の
長たるへき爲ハ朝
廷より賜はりしも
のよして戸ハ悉く
然るものよあらず

下賜せらるしものなり

姓を用ひたりしハ支那より摸し來りし事決し戸の如きハ支那風の氣味ありといへども日本より起りしよもあるへし

又乳母の必用たるの時にハ帝皇其皇子の爲にこれと置き玉ひし事あり其外時としてハ殊又浴湯を司とる婦人乃チ湯母と皇子又備へ玉へり余輩の教育と稱する所のものは致智教育の事も又身体教育の事もともに其注意ありし事は絶て二書中に見ゆ只男子年長すれば獵業或は漁業又従事し女子ハ家屬の衣服と織ることを業とせり又當時常々争鬭多く其事なきときハ勇士ハ田圃を耕作するの業に其身を用ゐたりきまた上代人民の饗應等の事を記したるハ最と少なければ其有様を委しく知る事かたしといへども其待遇の丁寧なりしことハ知らる

婚禮の儀式の事に付てハ其新婦又は其婦の父より其夫とらんものに禮物を贈るの外ハ其儀あるを見ず中世に至るまでハ婚禮を爲すよは

寛云中世云くこハ
延喜以來物語など
に記せるを云こ
見ゆこハ香國風俗
のやぶれし時のと
よて証さはずべ
らす上代ハ大己貴
のとのかたりこ
ふともたましくさ
るとありしを語り
傳へたるのみ一般
の制にはあらず

又曰互の義務ふる
べきに女ハ對へて
男ハ然らずこハ彼
洋俗ハ一夫一婦を
義とするよりの論
さみゆれど我國風
は然らず

先其男女陰の同居し夫其婦を問ふより夜半に往來せしが遂より夫
其父の許に婦を伴ひ行きて公けにすることなりき斯の如くなれハ夫
人妻妾などの語ハ元より區分もかく男ハ其婦をば自然何時よても離
縁するを得べし其婦たるものハ男に對へて其貞操を守らざるを得さ
ことも其互の義務なるへきハ女に對へて男ハしうらず大國主神の
妻其夫に告げし歌又曰く

やちはこのうみのとことやわがねほくにぬしこそハをよいませハ
うちみるしまのささくかきみるいそのささかちす且かくさのつ
まもたせらめわはもよめよしわれはなをわきてつまはなし云々
此風斯れ如く無狀なれども一の感賞すへき情ありその夫婦暫時別れ
んとする時の互ハ其下紐を結ひ交ハす慣習是なり此ハ夫婦相別れ居
る時の間固く其貞節を守らんとのこと也又離縁ハ至れば其子たる

寛云垂仁の朝は皇
后の死んとするま
き皇子を官軍の手
に属したるも同じ
趣あり

武卿云此事徴ふし
但し後に佛寺に施
入せしをふごひあ
り

又云新帝即位の初
は迁都のまは前帝
の屋舎を取捨つる
證さふし難しふ
れは自然別よまけ
のあるとなり

寛云死人の住所を
捨るまは瑠球又ハ
蝦夷なごまざる習
ハしの似通ひたる
とあるよよりて皇
國も然らんご想像
せしなるべし

者の處置いかありしやの事明らに知り難しといへども一例に
よれ豐玉姫の處
參考すへし其父は其子を殘し置けりされどもこも定法といふへ
きまわらず養子の事上代の傳説に見ゆる處なしされは后世此事あり
しハ恐らくは支那の慣習入來りしものなるへし

人の臨終の際其有様及遺言等の事よつきては記載せしもの甚稀なり
又其事の如きは敢て注意を要する程の事よもあふざるなり但し葬式
の事ハ大切の事實なれと述へざるへあふすされどその儀式の事も明
らな記されざるものと見されハ處々の文を參考して其を述ふる事
次の如し

死人の住所となりたる屋舎をば死後取捨てられし事古き慣習よてこ
の故よ昔新帝即位の初に於きて其都を遷し玉ひしも永く其古風の存
したる證なりまた屍體をは數日間喪屋よ置き其際遺族死者よ食物

寛云らく古代君主
 云々云云さきハ古
 へハ葬儀人々を殉
 死せしむるなべて
 の例の如く聞ゆれ
 る古事記崇神帝の
 皇子倭日子命此王
 の時よ始て御葬よ
 人垣を立さ御世よ
 きの天皇の御世よ
 ハ其を止めて土
 偶人ようへたる也
 然るを歴世のとも
 を行へるが如く書
 紀よ記し又土師氏
 人よ奏言よも同じ
 様よ云るハ列の漢
 文の文飾よ過きた
 るを以てなり全く
 一時のとなり豈人
 を以て犠牲とする
 のとあらんや是譯
 者もや見る所あ
 るなり

寛云らるる貴き風
 俗なりけまば外國
 人の奴隷さなるを
 を計する者なごハ
 ならりしなり

を供へ弔者の爲に酒宴を設けその後屍體を木棺に治めて葬むるとな
 りき上古は木棺なりしもの第一世紀の末第二世紀の始頃垂仁帝の世
 より石棺よりへたり又古書或は近時古物學者の發見せしものより
 て衣服粧飾品等を屍體に附て埋葬せし事を知れり古事記よこの慣習
 の事を載せざるは實に異しむべきなり是以て日本古代の充分なる實
 狀を知らんと欲せばいふに貴ふときものわりともたゞ一書にのみ依
 るへからざることを知る又古代君主の埋葬は殉死といひて其侍者を
 生ながら陵墓の側に埋るの習慣ありしり土偶を以て其代用を爲すよ
 至り此風止みたる傳説あり崇神天皇垂仁天皇の條の注を見よ此風習を以て古代日本にて
 は人を犠牲に供せし例ありとして其條目中又數へ入れらるべきも只
 其形跡ありと云ふの証は過ぎず

日本は古代より奴隷法永夫曰西洋は奴隷法にて人を賣買し其買はれし奴なき
の如きは牛馬同一に苦使せらま全き人權を有せず

武刑云祓は爪を
抜きしとあれども
刑はなし刑は祓
を一つつみ見
誤なり若祓を以て
刑せむ伊邪那以て
命の御禊祓を以て
刑せんと

又云爪を抜きしと
ハ既云云り刑は
あらず筋を絶ちし
も一時の刑なり人
面の隠るゝまで云
々の隠るゝ雄略帝の
一時の暴行は出た
りしものよて刑は
あらず人面は烙せ
しものよ見はす

又云禮義既神代
一本つく何そ近來
よ生せし虚禮さ一
つ論すべき諸册
婚合の禮上代の大
禮也何の猥褻ある
とあらん

ハ又貨どきことなりされども又最苛酷なる刑罰を以て敵人或ハ罪人
を罰せしこと有り其爪を抜き其筋を絶ち又人面の隠るゝまで其ノ体
を土中に埋めために其眼目を奔出せしめしことありき又最輕き罪ハ
對して死刑あり又人面を烙し或ハ黥したる例あるを見るされど其他
の目的にて身に黥し或ハ書きし例ハ稀ハ婦人の眉毛を書くことの外
ハ見ざる所なり刑罰として人身に黥する法ハ必ず支那を摸倣せしむ
のならむ

言行の猥褻なることの驚くべきハ記中往々其証跡ありてまた黙止す
べからざるものあり抑余輩ハ所謂禮儀といふことハ近來ハ生せしむ
のにて未開の社會に於てハ何れの所よても行ハるべきものにあらざ
れども諸册婚合の段また倭武尊其婦人美夜須姬應答の歌の如きハ其
猥褻をその儘ハあらとしたりるものよて彼の如きものハ書多しと雖其

又云賤民の多き中
 又云たまくさる
 又云行もあらんとを
 又云まだきに防らせ玉
 又云ふの意なり昔く行
 又云はれしよはかく行
 又云を何を証よかく云
 又云るよ
 又云磁器漆器等の
 又云ありしよを知ら
 又云す安言せるハ論す
 又云るよ足らず
 又云天羽車の名神
 又云代よ見たり
 又云又云醫藥のとも神代
 又云は壓々みたり
 又云又云繪畫のとも出
 又云雲風土記は國體如
 又云畫柄と神代よ見に
 又云たり
 清姫云車のともハ所
 謂正史時代にはあ
 れと腹中天皇紀に
 車持の君又車持部
 の事みられたれはそ
 れより以前に既よ
 有しものなるべし
 寛云書紀垂仁巻に
 竹野媛の璽よのり
 しとみゆ

類又他よあらざるへし又仲哀天皇の段の稜文を見れハ昔ハ禽獸の如
 き犯罪の普く行はれしこととれもひやらる
 今此篇の風俗慣習の事を結了するに臨みて古今の有様を對照する爲
 又古代の日本人民の知らざりし技術及産物等の事を記載せんとす
 茶、扇、磁器、漆器等後世よいたりて大よ世よ廣まりたれと上代にハ絶
 ておのりき車の類ハ何なる種類のものも用ゐしことなし又時を計る
 法あく貨幣もなく醫藥のことも知ることも稀かり音楽歌などハやハ見
 るへきものありと雖繪畫の術に至りてハまたものに見ゆず尙最緊要
 かるものにして知らざるものありこれ即文書と著作する事ありこの
 事に付ては大よ謬説ありて歐洲學士も其誤説に惑ひたるものありそ
 ハ支那文字傳來以前よ神の造りたるものかりと熱心神道家の唱ふる
 所謂神代文字のことと是あり此神代文字の事に至りては神代の傳説及

正辭云二百年も後
 興嗣の次韻したる
 典のよりの説も誤り
 たるより神皇御時百濟
 神天皇の御時百濟
 より貢りしは鐘繇
 の原本にして周興
 嗣次韻前のもも鐘繇
 魏志の本傳に大和
 魏帝の時にありて魏
 文帝の大和四年は日
 本の大和四年は日
 十年に神功皇后の三
 十年に當りし千字
 文に貢りし其年
 又鐘繇は八十歳に
 十の時に作れるも
 のとすれば其貢り
 し年より八十六
 年前に作れり余
 諸事記傳及他
 粗にして誤れり
 文部省に於て著
 したる國史案に
 事を詳せり

紀元第三世紀に至るまでの諸書を見るに文書を著作する術又其著作
 に用ゐるべき器具及文書類の事も更記せしものなし亞細亞大陸と交
 際の開々し前の時までに明らかく書類のあることなし始めて世は顯
 れし書ハ論語及千字文ありその應神天皇の時に日本より來りしよし年
 表によれハ紀元後二百八十四年あり此事すら古めかして記されしも
 のといふこと知らる何とみれハ千字文はこの時より二百年も後に
 來せしものありといへハなりこの事よりても日本史家の説を容易
 又信する人の注意すべきことあるを知るに足れりまたアストン氏の
 既に指明されし如く日本語の「フテ」及「フミ」なる詞は恐らくは外國語
 の訛れるものあらん
アストン氏の説に日本語の「フテ」朝鮮語の「フット」ハ支那語の
 筆ハ語原を異にせりといふされども余輩ハ日本語の「フテ」ハ
 元々支那の「フテ」なる語の一たび朝鮮に傳はりて「フット」と變じ其「フット」日本に傳來し
 て再變して「フテ」と爲りし者と看做すなり「フテ」と云へる語ハ朝鮮語の「フット」に比較
 するに兩國の間を行ハるゝ文字變化の規則よりよく合ヘりされバ支那の「フテ」なる語より朝鮮
 の「フット」ハ由來せしと云ふハ合ハすするも日本の「フテ」ハ朝鮮の「フット」より傳來

頼府云今韻を以て
 云ハ平上眞文元寒刪
 先の平上去ハ捺行
 一属し下侵覃咸鹽
 の平上去ハ麻行に
 属したれハ文ハ先
 分切吳音ムチニ次
 音モニ漢音ヒユヌ
 次音フヌなれハミ
 必頼せみ蝶の類も
 皆古音なり捺行麻
 行の混合ハ字音假
 字用格より始まり
 正辞云文ハ舌内聲
 の字ふれバブニミ
 ハ云べくフミミハ
 いふまじきなりフ
 ミハ全く日本語よ
 て音よハあらず凡
 中古の日本人ハ音
 韻ハ甚くハしく字
 音のハぬる音に三
 の別ありてこまな
 一も混淆したるも
 なし三の別ハ喉
 内唇舌内聲唇内聲

せしものなるふさハ知らる尙「フミ」云へる語ハ元支那の文さいふ字より由來せし云ふ
 ふさハ日本人と雖も既ハ認識しながら「フテ」至てハ文手より由來して日本固有の言なり
 云ハ合ハ今此ハ於てろハ論すべき所ハあらざれハかきつさて論點
 ざる論なり
 る神代文字の事ハ付てハ最も愛國家としてまた最も學識ある本居氏
 ハ記傳の總論ハ於て述べて曰神代文字と云ふものは偽物として更
 に論するに足らずとされハ是にても明らかなれど此文字の事ハ日本
 古代の有様を論する一論點にもあり且古代の傳説中に更ハこの文字
 ありたることの見ゆされハ其偽物なること明らかかれハ今かく論
 せざるを得ず

○第五 古代日本の宗教及政治の思想 日本國の起原及日本古傳
 說の事

近時の神道家が信仰する處の宗教思想を知らんと欲せハ百五十年以
 來佛教及儒教の勢力を撲滅せんと企てたる神道家の首領たるものハ

これなりこれら
の支那と日本の
音韻を明らかに
するにあらざれ
ば興に語るに足
らず

武卿云この論ま
ごとくいへば上
古に文字なかり
しを古書も往々
證據あり

清炬云我國ノ上代ハ殊ニ食物ヲ貴重セシメテ豐愛比寶ノ神ノましますとハさら也膳夫ノ職ヲ重クシ貴人ノ食事ノ節ハ嚴儀ナリシ事ナシ景行ノ御卷ヨミウツ又御子ミキ天皇后ノ爲メ御子代御名代ノ民ヲ置かれしとナシ特ニ風俗慣習ニ云ヘシ作者古事記ハさら也即條ヲ能クみられたる如クハ此條ニ脱したるハ遺憾ナリ

著書を一見せし容易よ了解し得へし(此舉によりて遂に多少この二外教を斐鋤したりきされど何れの地に於きても同じ事にて千有餘年間も久しく人心に浸潤したる教なれし其思想動作を本復せんとするまどの實に人力の爲し能はざる所なりき)然れとも支那教育未來らさりし以前の日本人民の固有したる宗教思想を發見せんと欲するお種々の障礙ありて實に容易の事よあらず其の參考の書も乏しく又近世の書の信するに足らされしなり何となれし其論たる想像説と以て記されたるもの多々ればなり加之ならず此問題は系傳と神傳と相混し分別する事難くまた文書のいまた編集なかりし以前より既に日本には支那思想の浸潤したるを以て漢心混合して宗教思想を錯雜をしめたれしあり此等の事におきては外國人も論及せず又本居平田兩氏の如きは愛國記者なれし狹隘の心もて此等の事におきては故らに

清聖云支那教育未
 きたらざりし以前
 固有の宗教云々の
 文を按するに作者
 の意は上古既よ
 神道云云教ありて
 諸人の信仰せし思
 想はいかなりけん
 と發見せまく欲す
 るが如し然れども
 も此れを宗教と云
 は適當ならざれど
 も止むを得ざるを
 稱せる旨後段の文
 にみゆ)そも上
 古の民は敬神の
 風最も厚く神の何
 たるを問はずひた
 そらよ恩頼を仰ぐ
 を以安心とするの
 外他なし(道徳に
 至ては所謂不言の
 教も近し)これ教
 主なる者ありて教
 へしよあるあらずして
 自らある風習なり
 (但し神習と云ふ
 言はあれし)これ
 即ち神道にして古
 學家にては惟神の
 道といへり作者能
 く我國の古書に通

論及せずして曖昧なしかりたり

政治上の事よおきても其事實を講明するは至て困難なり宗教の事よ
 りも尙一層不容易の事といふへし何となれは第六世紀第七世紀の頃
 より帝室威權確立し中央集權の政畧充分な鞏固くありし時に當りて
 は其執權者の己か便利を謀り其以前も行はれし各種の制度の形跡と
 務めて撲滅して當時の人をして前代も猶當時の如き政体にてありた
 りきと信せしむるの處置を施し古制と滅却せしめし事ハ明かあるは
 かりまた天武天皇の諸家の賚たる所の史書の多く正實に違ひ虚偽を
 加へたりとし改正し給へんとしまた日本紀の記者も巧に年紀を考作
 せしを以て思へば前代の事實を記するよも或の作爲し或の否せさり
 し處もありぬべしと自然余が心中は疑問を生ずるあり夫故に今古事
 記を注意研究しまた日本紀の研究を助けとして宗教及政治の事を論

しなから此明辨なきに

武郷云日本紀の撰者巧云年紀を考作せし云々の論我國の學者も云となれども大に非也此は傳説のまゝをいはず慎みて記したるなり下の日本武尊仲哀天皇の年紀の合さる所云り又云古代なき所の宗教を知らんを探りて其信憑を尋さるるともさより其答のとも也

陳せんと欲せば能はざる事ありと雖ども確證とすべきもの至て少くして充分なる信憑を得るに足らざるを知る日本古代の宗教を説明する爲め古事記中に見ゆる所のものを畧せんとする前に古傳概略を述るを以て必要ありとす否らされり立論空虚たるを恐るれりあり其後に日本人民を形造せる古代人種の事及於て聊か吟味を試見むとす何とあれり宗教の思想政体の組織人種の事及古書よつきての評説等ハ總て互ハ關係し正しく云へり只一大綜合問題たれりあり日本古傳説の概略を叙述すれり左の如し

古時獨神數柱生而後伊邪那岐神次伊邪那美神といへる二神生而(紀記に其順序同し)うらず此神等の事(今ハ省さぬ)此二神配合婚姻して種々の國を生給ひ既ハ國を生み竟へて更ハ神を生給ひき火神と生給ひしより伊邪那美神死し給ひき男神女神の歸り來まさんこと

を乞はむ爲に底國に往きて女神を見給へりこの事實より神道説の最も著明なる一段の起れりさて女神のよろこひて男神の乞ひ給へる如くよし給ひしならんされど其處の神々に其事を評議せむわひざ待てよと女神のこひ給ひしよ甚と永く待留り玉へる程に堪へりたくして左の鬢に刺せる櫛の男柱一箇取りかきてろと燭して入り見し時よ恐しき腐敗物とありて其中に八雷神居りきと此傳説の次に黄泉の軍よ追ひれて逃來る時男神を助たりし三箇の桃を賞して神となしさる事また黄泉平坂まで遙々追來りし女神と相互に言ひかひし給へる過激ある傳説にて其一段を終れり

ろをより伊邪那岐神の日本の南西ある日向よ歸り來まして河水に身禊し玉ひ身よ着けたるものを河岸に投捨玉ひしよ其着物と此神の身體各部より新たよ生出たる神あり即ち日神の左の目を洗ひし時よ

生れ次は右の目を洗ひし時、月神最後に鼻を洗ひ給ひし時、須佐之男神生出給へりよとて其父伊邪那岐命、此三子は宇宙を讓與分掌せしめ玉へり

此處まで傳説連續せず月神の事蹟このみよして絶え日神と須佐之男神との傳説ばかりとなりて他神の傳説と分離して相合はざるものとなりぬ

日神と須佐男神との間、爭論起りて終、須佐男神其姊日神忌織屋に坐して天衣織女と共に衣を織り玉ふ時、其屋の頂を穿ちて天班馬を逆剝よとさして陥入れたり、此所爲ふより大なる不幸を生せり日神一時石窟に退隠し、其他の八百万神（日本紀は従へば八十万神）之を患へ困苦して其處より日神を誘ひ出せり、さて須佐男神、此所爲ふよりて放逐せられたれ、日神今の獨り高天原の女主と坐し、さ

て又こゝにて日神の傳説の暫く絶え傳説の多くの須佐之男神と其子孫の事跡となりぬ須佐之男神自ら祖神の命じ玉へる海原を御し給はず最初好みて危險を犯し給ひ出雲に於きてハ八股大蛇の事又曾し其ノ後自ら好みて黄泉穢神となれりされと顯國に於ても統御の權を持ち給ひしと見え日本の君主權を以て六世の孫永夫曰大國主神なりと與へたりきさてこれより其ノ孫大國主神の事又移り傳説多く出雲國の事となりぬ

先大國主神菟又ハ鼠と對談し又黄泉にます祖神の許し罷出玉ふ時は顯りし給へりし智勇の説又此神の好色の事また八十神又勝たる事其嫉妬深き后と和合の事また子孫の數多あることを記し後又少彦名神海上より來り此神を輔佐して國を治めし事を記せり

さて此後又至りて日神再び顯り給ひ高皇產靈神古事記の初又記

武郷云五男三女神
は日神乃ち天照大
神と須佐之男神の
御中に生れ玉へる
御子なり疑はしき
よしあらす

頼庸云古言にウシ
ハク云は本居氏
も云る如く其所を
我物と占居るこ
にて天皇の天下所
知食とは差別ある
言なり鈴木氏云宇
志は長と云言なり
波久は身に着て保
つ意なれば何れも
境を定めて保つ義
なりと云る如く云
る古言を味はふ
新時君主權云々
新朝廷云々なご云
言は下すべきにあ
れど我古言に暗
き人に向ひてさ
み論らふべきなら
ねばと云と黙しぬ

載されたる神にて獨化神の一なりと評議し玉ひ日神の御子あらむ
り須佐之男神の御子あらむか疑ひしき御子に日本の君主權を與ふる
事と決せり因て其事を行ふ爲と三度天より出雲又使者を送り玉へと
も其奏效なく四度又至り出雲王の服従を得て其使旨を全ふせり其出
雲王の主權を納めて新朝廷と仕へ奉ることありぬ其報酬として出
雲王の爲めと宮殿を築造し適當と敬禮すべきの約なりて日神期し玉
へる如く其御子を地球と天降し玉ひ其降臨し玉へるや北西の出雲
と非ずして傳説の摸樣よてい出雲に降り玉ふへきと九州の南西島
なる山嶽にくたりつき玉へり
天孫降臨の段とつゝきて海鼠の口け烈けたる由來を解きたる奇怪な
る説また人命の長うらさる原由の傳を載せられよりして天孫の三子
炎火の中と生誕せる事又其の二子火照命火遠理命と云へる両勇の傳

よ弟火遠理命海神の宮殿は行て遂は呪咀の術を得て其兄はあらそひ勝て爾後高千穂は於て五百八十年の間を平穩は住居せし事と得たりとといふことを記せり(古事記中年紀は似たるものを記したるのこれを始とす)其次はこの火遠理命の子鵜草葺不合命其姨を娶り四子を生む一子の波濤を踏みて常世の國は渡り次子の海原は入り他の二子の吉備及大和の酋長と戦ひ其征途ある時の尾ある神は出曾し又ある時の他の神は遭遇しまた靈劍及大鳥などの援々を得たること又其經途其處々は於て事變は遭へば其事を以て其地は名付て其名跡をどゞめて東征せしことを記せり此二子の一人は神倭伊波禮毘古命にて(他の一子の此命より前に薨し玉へり)日本紀に此命の崩し給へりしと記し、時より千四百年後を経て始めて神武天皇と謚し奉れることあり

此後の大和及其近傍の國の事傳説の主となり而して出雲の事また再顯せりさて其初に頗る禮なき猥褻の事と記し出雲廢王と同一なる三輪大神の事をも顯はし、しめ其物語二途に分れて遂に連鎖して一に合せたり(因ふ云此後人々いつき祭る所の神を視るは實はこの三輪大神及其神の同契少彥名神、伊邪狹別神墨江三神葛城大神日神及大和石上の宮に坐す神劍の八神のみよして其他の神の事絶て聞ゆるありぬ)さて此ノ物語よつぎて神武天皇の後嗣ある綏靖天皇の御世を御玄玉はんとする初めよあたりて騷擾の事わりたるを記し爾後五百年間(年表に従れり)の皇統の概略と帝皇の都せる場所また其陵墓及年壽を載せたる外の實は事跡の見るべきなし綏靖天皇に至るまでの記は各神各帝皇の事蹟と精密に記せりといへども此以後の事實を畧記して委しうらず又神武天皇以下十七帝王の年壽と古事記

によりて平均すれり(世上の普通論は従ひて神武天皇を初代として)殆九十六歳にして日本紀を本據としたる年代表によれば百餘歳あり實は百二十歳を超過し給ひし皇帝往々在りしことありき上云へる五百年間の無事の時すぎて崇神天皇の御代とありぬ此帝年壽一百六十八なり(日本紀は従れば百二十)此御代に耶蘇紀元を去ること遠うらす此時於て出雲王即ち三輪大神再び顯れ給ひ疫病を起したるを止むるの方法を夢によりに崇神天皇は告げ玉ひ遂は太多田根子といふ人此神の子なること知られて此神の宮の神主とし給へる荒誕あり次の垂仁天皇の御世は於きては神代の初世の如き奇怪ある種々の作爲説を記載し又皇子の爲は出雲大神を和せし事また帝室内は恐ろしき争亂ありし事天皇の後妃を喚上せし事と常世國より橘を持ち來りし傳説ありて終に景行天皇の子にして勇將たる倭武命の傳説の

段はふよへり抑此倭武命の甚勇悍よしてある時私うよ其兄を殺し玉
ひ其後よ至りての日本の西國東國を服從せしめたる勞を執り其業を
成功し給へり其傳説の歐洲人の口よのさのみ味あるへしと雖古事
記中よありての最感覺を起すべき事實の一あり此命賊魁を殺し給ひ
む爲めに女裝を爲し驚くへき勇氣を顯ひし給ひ或の持ち玉へる靈劍
及火打の爲よ危難を免れ或の其后の水中に入り怒濤を静め玉へるよ
より難を遁れ或の鹿と化し或の猪と變じて命を惱ます神よ遭ひ千辛
万苦して終よ大和は歸り玉のひとする西道よ於て薨じ給ひぬ此命の
薨じ玉へるや白鳥よ化し玉へるよより白鳥の陵の残れる事を記した
る一神傳よて其結を結べり

此、次成務天皇の御世よ至りてまた記すべきものあり而して其、次仲
哀天皇の世よ至りての前文なくして忽然筆を起して今の帝都の日本

の南西島なる筑紫かりと述べ而して四神ありて仲哀天皇の后なる神功皇后とて史上其名高ありし其后は憑依して韓國といへる地ある事を指示し玉へり(されと韓國の事既に前もありて初めてなるもあられと)然るは帝の其神告を信じ給ひざりければ其不信の爲は罰を蒙りて崩じ玉ひたれと后の其大臣の議と神意とによりて種々の禮祭を施行し終りて軍船を整へて大小の魚と奇靈しき浪れ援とによりて新羅(韓國の古への區分の一)は押騰り其國を伏從せしめ玉ひて後其の后の日本に還りまさむとするとき筑紫の小河に於きて装の糸をぬきて釣糸とし釣し玉へる甚ふしきなる物語にて一段を終へたり

次段は其の海路より大和へ行きまさんとすることの傳説を載せたりこの一節は、大和れ時の段と筑紫の時の段とを接續せしむるの連鎖

かり日本紀の仲哀天皇の統御の初めより大和より住み給ひ其後より至りて筑紫より移り給へることより爲したり故にこの潤色も少き古事記にして世よりわらざりせむらひる筑紫大和の二段より分れし傳説の事實も詳明すること難のるへし永夫曰英譯古事記をもせる記者は神功皇后の新羅を征し終へて大和に還りまさんごせし時を見て此時はじめて筑紫より大和に移り玉へるものさむもへるもの、如し故に日本紀の仲哀天皇の即位の初年大和に御坐しさいへるを疑ひ古事記のこの一節により大和に移り玉へるは後年の事なりとせるか如し古事記には確さ候に還り上りまさむさありしにこの選上の文さて其後の物語に心付かれざりしは記者が平常の眼力に似合はざることといふへし

さて其後の物語に皇后の軍其義子なる香坂王忍熊王の兵を破りて平定せし事を記し是より後の傳説に大和の一口より流離せりさて其次應神天皇の御世より始めて支那の事を記し大陸より書籍或は種々の緊要ある技術漸次より渡來せることを記せりされどこの御代の外國より始めて文化の刺衝を受けたる世かれに其傳説尙前代の如き奇怪ある傳説を免かれず(天の日矛などの事をいふ)又此の帝の年壽一百三十歳にして其後嗣

武郷云天日矛の來りしは神代のとなるを因に此に記し出たるなり其傳説の奇怪なるを以ても此時のとにあらぬを証すべし

の八十三歳ありと(日本書紀は従れば應神天皇の年齢を一百十歳而して其太子たる仁德天皇在位の年を八十七年とせり)次の御代に至りて始めて奇怪なる事止み履仲天皇の世より日本書紀よよれば國史を諸國よふき言事を記し四方の志を達せしめし時よして此の時我西曆第五世紀の初に當れりしかして古事記日本紀の編纂より實は二百年前にして余か前も述へたる日本第一の史籍編纂(舊事紀あり)を去ること僅うは二百年前ありき此時代よりの事古事記の傳説善美を盡さすといへどもまた信を置くは近し其紀事休たる一二の詳密ある處ありと雖其他の帝皇の系統を示すのみにして第七世紀の始めに至りて全く傳説終れり日本紀の否らと耶蘇紀元七百一年に至るまで紀事最多し細言すれば其日本紀の編纂の時までの事實充分備れり

正辭云怪異なる説は比喩なりと雖もへるは未見解の足らざるか爲也但儒生は國書を見るも漢籍を見るか如くする故にかゝる説をなすなり

日本古傳の畧説右に述る所の如し此ノ略説を讀みたる者又ハ本書を通覽したる者の必其ノ傳説の全体の連續して年代の上は於て段落もあくまた第五世紀(履仲天皇)より以上の小説と實説との別ちもあく其連續の絶たる所の唯ハ土地の上はあるを見るあるへし

日本神傳と日本歴史との互ハ相結合して一物の如しこの事實ハ國學大家の充分ハしかりと認識せし所のものにして其ノ各家の説をハ輓近の神道家も信仰すへきものと思考したり是ハ由りて神道家ハ説をかしていふ正史たる國史ハあるものハ悉く實事ありとされど人皆かゝる説ハ信を置くことは實ハかゝしその百年前既に彼の有名なる博學多識の新井白石氏一書ト著し日本神説ハ事實の正記ありといへども其ノ怪異ある説ハ比喩ト記したるものなり又神といふ事ハ人といふも同じものありといひき殊にカミ神ト云へる日本語の説ハ既に前

頼庸云菟井氏の如きは徳川氏と支那あることをしりて他を知らざる人なり但し博學多才の人なれば取るべきなきにしもあられど神書のごときは最も彼が短所なるを何の証にさるごさか有べき橘氏も國學に長せし人ながら神典に至ては其長する所にあらず是こゝろしらひして見給へかし

正辞云守部氏は國學者なれども常々本居氏を非難せむとなつさめたり故に其説に異ならんご欲し種々の牽強附會の説をなしたり

よ云へることく力ある解釋かれども氏り説もまた往々たひひれよ類したる事を述べたるものあり其文の大体を窺ふとき亦以て其心中を洞察するよ足るものあり

日本語辭に通し日本傳説に通じたる人は新井白石氏著の古史通を見るべし伊邪那岐伊邪那美二神の婚合の段の傳説に理論の解釋をなしそを貴重し悦ぶものゝ如しされど此書を見る人は氏がそを筆する時實に熱心して其説を爲せりとは信じがたし

又本世紀に至りて同説よして稍廣き説をなすものゝ橘守部氏あり氏の熱心ある神道家かれども説をなして曰く無用ある奇怪の傳説の明ある實事の如く信せざるも可かりろの例令バ鼠の言ひし事伊邪那岐神の頸飾の葡萄の房とされる事等の如しと氏の此等の説を解くよ想像説をなして曰くこと幼語細言すれば則稚子の語にて子供の心中よ物語をあてはめん爲よ作爲せしものよて晩近よ至りてい信すべきものとして大人の敢て探らざるも可かりと氏は又古傳説中よ支那の風を寫し取たる形迹ありといひまた氏は本居氏の古事記の説よ異論を爲して大よ

正評云高橋氏の説
は論ずるにも足ら
ぬとなり

氏を非難せり又當時の日本神理學者ともいふべき學風にて耶蘇教著
述家たる高橋五郎君あり君の新井白石の學風をくめりされど君は外
國の神説を知りてそを或の自國の神説よまじへて説けり例へば日神
及八股大蛇の傳説を説くも推測説をちして曰く昔日といへる女王あ
りけり其弟あるもの品行脩まらずて其領地より放逐されたる後
遠呂智といへる一敵人を討滅せりといへるゝ如しまた浪の上より來
りて出雲王と國土經營の事を共あるせし所の少彦名神自ら其名を言
ふ事能はざりし傳説を説くも此神の異邦の人として日本の言語を通
せされば暫くは何事も理解しかねたりと斯の如き理論上より説を爲
すもの問々あれども斯くて其傳説を維持せんとして反て其を顛
へすが如き理あるも氣付らざるの奇といふへしされども高橋君之自
説を信じて曰く余の神説の解釋は於ては牽強附會の説なくまた想像

武卿云此論まこと
に然り新井白石橋
守部等の牽強を一
掃するに足れり

又云百中の九十九
所謂目盲千人の諺
あれは此を以まこ
この學識あるもの
ま云へからず學識
ありと思ふはみな
外國に魂を奪はれ
たる學識なり

の空論よりもあらずして大方の疑を解明すること誤まらざるへしとに
に論及せしものは高橋五
耶君の神道新論による

現時神傳又疑を抱くもの、多き一般の慣習にて細言すれり學識あ
るもの、百中の九十九の神傳を排し否らざるも尙これを拒むもの、
如しされども神武天皇以後の史に至りては黙從して敢て非難するも
の、かし歐洲人の中にもさらぬもあれど過半に此見は從ひぬその曆術
家史家諸科學家の如きも多くのケムプアー及此チスイングの如き陳
腐なる著者の説を再述し日本よの二千年以上を含有する所の正史あ
りといふは從ふもの多しシイホール及ホップマンの如きは尙進みて
耶蘇紀元前六百六十年に於て即位し玉へる神武天皇の其年月までも
信するか如し今の日本の政府も是を認定す故に學校教科書の史籍の
編纂も於ても神傳即神武天皇に至るまでの日本古傳説を、或は黙過

又云いかなる愚人
なりけん外國に使
しながら我上古の
事實をもよくしら
ず押當なる説を吐
てかくまで異邦に
耻をのこすと

し或も畧説して人皇の史に於ては神武天皇より以後の日本傳説の精細として其記載されたる事實を見るに恰も昨今の事跡にして世上に其の徴跡尙現存し疑ふべき所なきか如くに詳記せり官板にして同形のもの他も多し今其一例と擧ぐれり維也納の博覽會も日本帝國委員の出したる日本帝國報告といへる書も曰く

我朝の歴史たる太古の其源實も遠くして分明も知りたたく典籍又の曆書の正確なるものあしされど我朝初代神武天皇の時よりしての信を徵くも足る此天皇日向國より東征し大和橿原も都を定め天皇の位も即玉へり現時日本帝の此天皇の子孫として皇統連綿たり日本紀元の此神武天皇の即位より起れりと

余輩の此委員が記載したる日本紀元の事もつきて今評を下さん此紀元は千八百七十二年十二月十五日(明治五年十一月十五日)の布告

武卿云今人の心を
以て上古の心を公
平無私に考なば信
しかさきと多かる
は本よりなり上古
の心を以て公平無
私に考へよ

より始まりたるものにして其日の博覽會委員が報告書を印刷せし日
より十四日以前也又此の日本の紀元は日本歴史の始めて編纂ありし
年より千三百年以前にて又物書くことの術日本に傳はりし年より九
百年以前にして奇怪ある傳説の滿たる書卷によりて建たるものあり
今かくの如く批評し更に贅言せずして此紀元を信するものよ問ひん
公平無私にして尙よく日本古代の年紀と日本歴史の始めの一千年間
を信するやと

今や上の論をこゝよ止めて更に古事記及日本紀より拾集したる古代
日本宗教及政体の有様と陳へんに先材料を分ちて二類とす第一議論
推斷の資を供すへきもの第二意義の明らかなるもの先第一類なる天
地地説夢及祈禱等の事を陳述せんとす

是を論述するよ當り讀者の驚くへき事あり余輩が今止を得ず日本古

清矩云我邦の神祇の事跡を儒佛に向へて神道とし宗教めきたる事もあるハ概近の事也然るを止むを得ざる名詞とハ云ながら日本古代の宗教と云ふハ實ニ其當を得ず下文に日本神説ふとみねたる方穩ふるへし(但し所によりては概してかくも云はれまじ)

代の宗教(適當なる名詞と得ず故に宗教といふといへりこの古代日本の宗教あるものハ實ニ宗教として組織せられたるものゝあらず何とされバ書中教法を記せしこともかく又脩身法を載せしものも見ざる事なり抑宗教書たるものハ此等の事を主と載する事佛法耶蘇教イラム教の如き文明の宗教書を見て知らるゝか如し余輩ウ記紀二書によりて見る所よてハ一宗教の如く確定したる組織あるところわらず寧ろ雜駁ある迷信の類ありと知るさて夢とバ甚大切ある如く信じ夢より未來の事を知りまた神意を伺ふと得るものとなし時としてハ事物の夢よりて現出せし事ありその靈劍の如しこれにより余輩ハ有形の事と無形の事とを混合せるを知る抑古代の日本人ハ有形の顯象と無形の顯象とあることを知らざりしなりまた天を古代日本人民ハ地球と同様ある現國なりとし人々死して後ハ惠みを受く

るが爲に往く所の場所ありとの思考する事なくたゞ日本國の上よある高原よして橋梁或ハ階梯によりて日本と往來すべき神々の住所ありとおもへりまた地上より射たりし矢の天よ達し穴を穿ちたる事ありまた天上の紀事に山あり川あり其ハ日本旅行せし人の其國內にて見る所の川の如く河中に名あることを記せり(天堅石其他一二の岩穴一二の井の事あり動物及植物の事ありされど山の事よつきていさたりならざるものありろハ有名なる迦具山なれど大和の國內よも其ノ名ありていつれあるや分明からず

また神の中よも或ハ此地上に住み或ハ天上より此所に降りて人間の婦女を娶りて子を設けたる神ありろハ例ハ神武天皇の祖父の如しまた尾を持てる神あり其ハ他異形の神あり而して所謂神代より第一世紀第二世紀に至るまでも荒振神の日本の地方中よ住める事を記載

類庸云日本よて神
といふハ天御中主
神を本にて他神ま
てへも及びし言ふ
り威力ある物おご
な云よもせよ最々
神の末義ふるを國
學者よすらざる條
は暗きか多かり外
邦の人にてハ寧あ
やしむよたるべき
武郷云善神と惡神
との類別なきを以
て神ハ長上の義よ
あらぬとを知べし
若臘の説ハやく近
き方もあれと神の
本義よハおほ叶ひ
がたし

し且皇帝を時としてハ神と稱し加之ならず帝自ら其稱號を用ゐ玉
へるありまた時としてハ動物と化し給へる神ありまた唯物をさして
神と稱せられしものあり(日本の「カミ」といふ語ハ前にもいへる如く
長上といふ意に當然よて日本の上代ハ神と祝し奉るといへる動詞こ
と字義をよく含めるものといふへ々れ)そハ伊邪那岐の神の黄泉神
ハ攻撃を受給ひし時ハ投々給へる桃に告げ賜へるが如しまたある惡
神をハ合稱して五月繩に似たりと記せりされと善神と惡神を類別す
へき分ちハ更にちし日本の神といふハ希臘の神と同しく一層威力あ
る人を云ふが如し人間と均しく生出し或ハ死亡する神ありさて此
死の事よつきてハ傳説矛盾するものありそハ神の中ハ生命の全く絶
ねたるう如くして死せりとするありあるハハ黄泉則彼一道ハ移るを
以て死せりとするもあり又時としてハ死事ハ關せずして黄泉ハ旅行

せしものありしこれかり黄泉國の如きも亦矛盾する一例かり出雲大國主神の傳説にねきての黄泉國恰も生者の住とるを得へき地にして誠は天上と均しきものゝ如し其所にの草木もあり家屋もあり家族もあり其外種々の事を記したりまた伊邪那岐神の傳説は於ての黄泉の只可畏き汚穢死醜の住所たるを示し而して彼地に往き給へり此神の詞にもまた彼地の可畏汚穢の地たるをあらわし給へり其二説符合せざるかくの如したゝ其説の相合ふものゝ上地と黄泉の間は黄泉平坂(或は山)といへる堺界あるをいへるこれかり死者の狀態の事を記せし何れのものにも見ゆる尙善惡は關らず死者の未來の世は關係あるべきを記せしものかし

古代日本人の信仰する神多しといへともや、後又至りての上にも云へる如く唯日神、伊奢沙和氣大神、石上神劍、少名御神、三輪、高城大神、

寛云神を祭るに麻
また布を以てし酒
また饌を以てする
ハ其本原に報する
の義也弓矢矛盾の
類を以てするハ國
俗の尤も重する所
のものなればふり
故に農器をも献る
とあり鏡を以する
ハ事遠く神代に起
れるもの也土佐日
記ふごとく云へる文
詞ハ証とするよも
足らずなん

及墨江三神のみ、殊に信仰を受けたること、みゆ此中日神と墨江三
神との四柱相列ひて出顯し玉へりされど他の五神の各自も出顯して
同列も顯れ給ふことなし又山川海河の諸神をバ尙天神地祇といへ
る如く山神川神海神と合せて禮祭せることみゆその神功皇后か朝鮮
を征伐し玉へんとせし時真木の灰と瓠も入れ亦著とひらでを多く作
り總て其を大海も散し浮けて諸神の心を慰めたるまとのありたる處
是レあり

今上も神祇を禮祭する事を陳たるよつきて祭祀の儀式も及はんとす
この事も就ての詳細も知らん事を望み居たれど古事記も載せる所の
もの委しからずされど今上も舉げたる文によつきて考ふれの神々の心
を慰めんとして祭祀に用ゐる供物の其品種々もして一定の法ありし何
ぞかれの通常の人民の其最も貴重する所の物品を奉獻して神を祭り

武郷云陵墓に宮殿
ハるべき宮なり是ハ
何云云へるよ俗
に伊勢神宮を大廟
なと云へるを以て
陵墓とせしむるに
や

頼唐云神殿陵墓
との製ハ區別なき
にあらざる但し名稱
の同しきハ神殿を
本にて陵墓にも及
へるなり神樂歌よ
オクツキと有ハ神
座の謂ふるを日本
紀万葉よハ墓も
いひ宮ハ神殿の謂
ふるを万葉よハ墓
或殯所なとを詠る
にて思ひ半に過な
む

頼唐云散文の説
もしるし但し古事
記の母ハさしあら
ハあれ日本紀ハ教
し關れる哥なきよ
しもあらす

しか如し紀貫之の海中に於て風波の難逢ひたるるとき其持てる二ツ
なき唯一の鏡を以て波濤に投棄せしと聞ゆるか如し又古代日本人の
神を祭るは貴重のものとして麻を以て製したる布と楮の皮を以て製
したる布とを用ゐたりしか近世に至りて紙を以てこれに代用せり又
古代の神を祭るは盾矛の如きものを用ゐたり又古代は神及死者の靈
を祭る時食物を供せり又日本に於ては神殿と先代帝皇の宮殿或は陵
墓とどの其製同しくして區分なし又上よもいへる如く其名稱も亦
同じ日本語にては神殿と宮殿との共は御家といひて同じことあり
さて祝詞の事の古事記中には唯大國主神國避の段にあるのみ永夫云記
上登火を
録出云々の其外神と人と對話せし物語あれと神を祭るの詞の毫も記
載せし處なし然れども幸は他に上代の祝詞を集めるものありて亞細
亞協會雜誌中にサトウ氏既よ之を譯したり永夫云延喜式
祝詞の部を云今其祝詞の文

を看るゝ大抵皆曾て神恩を拜謝し又更に神恩を得ん事と願ひて稱讚の辞句と神前ニ供する物品とを載せたり其ノ文體ハ散文として歌句の体ニあらず又實ニ古事記の歌すへて百十一首の中ニ一首として宗教ニ關係するものを載せず

祭儀の事古事記中ニ多く記載されたるものハ水を以て掬扱せるの儀式あり又探湯と稱して熱湯を用ゐて裁判する事記紀の二書に見ゆたり然れども探湯の事は大陸と交際を開きし後ニ至りてハこの事なし又神ニ祈誓すると云ふ事往々見當りぬこの歐羅巴ニ行ハれし賭博誓祈咀もやゝ似たり又書中に神官の事を載せたる所あれども其職掌等を詳説したる所なし余輩ハ上古神官の神ト人トの中に立ちたる職掌などの記されたることのなきを以てかもへハ當時ハ神官といハて一種別族ト爲したる者ニあらずる事かもひやらる神官の一派別族

武烈云是ハよく見られたる説ナリ祭政一致の世ハ神官なき筈也

とありて其ノ職掌を子孫ニ世襲せる事ハ後世百官世襲の風習行ハれし時ニ始ルルナリ

紀記の二書中種々の謬信を記せる事處々にあり此種類の謬信ハ二書編輯の頃ハ既ニ陳腐ニして其ノ由來も分明あらざりしと見え書中一々其ノ由來を陳ヘたり例ヘバ一ツ火點シ又ハ夜中櫛の齒を飲キ又ハ簀笠を着して人家ニ入る事の不祥なる事等の由縁ハ古事記日本紀共に之を載せたり

靈異の事亦屢書中ニ載せたり例バ須佐之男神大蛇の尾中より得て今尙帝室の神器ト貴ぶ所の草薙劍また火遠理命の其ノ兄火照命ト爭鬪ももちゐて勝つ事を得し所の鹽盈珠鹽乾玉及同傳説の鉤等の事是あり

又古代に於てハ神意を伺ふハ常ニ鹿の肩骨を灼きて占ふ法を用ゐた

り又人間と雖未來の事を前知する力ありと信したりと見ゆ又人の旅行の時に地中に壺を埋め又敵と戦ふ時其始めて射る矢を尤も慎み又神功皇后が朝鮮を征伐せんが爲めに發途せし時神々を祭りたる注意を見れば古代の日本人の何等の事業を企つるにも最も其初發を慎みたること見ゆ

今古代日本人の宗教思想の事を述べ終らんとするにあたり其思想中に證跡なきものを擧げん先づ大洪水の傳説なきが如し又地震の災に屢々罹りて恐怖を生したれどそれ爲に人心に特種の感觸を生せざりし又星辰を祭らざりしか如し又身体成立靈魂變化等の説なきが如し靈魂變化等の説なきを見れば日本神説の佛教傳來以前より其一体を備へたること知らる又何れの國にても洪水の災屢起りて大に人民の想像に感觸せしに獨り日本のみ此事あるを見ざるに珍らしき事

賴庸云これ我古學者流の説を看破せし言にて最めてたくなむ但し神道は八數を尊ふと云も亦泥めり

かりこの洪水なるもの、近時まで古代「アルタイク」人種の小説ありと云ひふらしたるも「アルタイク」人種中れ最も古き日本人の傳説中にさる傳説なきを知れり又何れの國にても古代の人種は星辰の事に付て其の想像を恣にし種々の名を付し其の出現により種々の推測をなしたるに日本人のすてゝ顧みざる風なりき衆星は漢名と付し又其説どもを爲せるの正史時代の頃支那より傳習せるものなり尙日本人の天を讀みし歌は星の事を云ひたるものなし此も他又記載すべき一事あり歐洲諸國よての七の數を貴き數としぬれど日本よ於ては此數を貴重せずと却りて八の數を貴べり例へば大八島國八股蛇八拳鬚八千矛神八十神或は八百万神の如き其の八又の八十の語の註釋家の言は據れば只數の多きをいへるものよして字義のまゝと解すべきものよわらずと云へりまた古事記中も八の數を載する外は九又之十と

寛云景行天皇の朝に八男八女を大八洲に象りしともみゆるは實數ふり此説まことよいはれたり

へる數をわけたるあり但し大八島國の如きの一々其數の島を列擧したるを見れば只數の多き形容のみ用ゐたるべありにもわらず正しく其員數をさしたる事もある疑なし

さて古代日本の宗教思想の上を擧ぐる如くなれば近來歐羅巴の流行記者が著述したる證據もなき神道想像論のこれと大に違へる事知るべし今其一例としてレゼンド 氏のいへる言としてリード氏の著書中に引用するものをあくるに曰

日本神道の説によれば高産靈といふありて其靈宇宙に充滿し何れの處までも多少此靈の寄寓せざるをかし故に又到る處として多少神々の座あらざるを以て神の數の増加する事際限なし又上代日本人の古代の羅馬希臘の人民の信するが如く天地開闢の至尊達智の上帝ありとし此上帝の人間野蠻の風俗を改良して

善美の風俗に赴のしめ又其職掌の人よりて世人より今世の幸福を増進するとのみならず死後安樂を受くべき教へをも教へたりきと今こゝに擧たるの多く世に出たる妄説中の一なり今斯の如き證據なき妄説を信する人あらば余輩の其人を稱していん十九世紀は今日を以て尙神代と同時とおもふ人あらんと

武郷云統御權の行はれさりし証は何かある此統御權は天壤無窮の神勅の基く處かれ政治上の大關係と云へし

さて政治の事より及ん抑政治の事より關しての古書に記載せるもの宗教の事よりも少なし唯伊邪那岐神か宇宙と統御せるの權を其三子より分任して一子より高天原を與へ又一子より夜見の國を與へ又一子より海原を與へられし事と出雲の神が其出雲の國を統御する權を其兄弟八十神より得たるとの漠然たる傳あるのみされと上古の傳説に據れば神代の初め此種の統御權に實は行はれたるものにはあらず只天神相會合して一種の共和政治を設立し政治上の大事起れり天の安河

正辭云安河原の會合をもて共和政治なりと見做すハ甚驛見なり其証ハ已ニ記者もいへる如く宇宙を統御するの權を授くるよさへ諸神集會して議したるふさひなきをや

寛云こハ古事記ヨ皇兄五瀬命の事を記し次ヨ神武帝ヨあけて記せるが何まも甲乙の別なきヨ似たるを以て君主獨裁ヨあらずヨ推測したるのミヨて更に確證ハなきとなり

原に會議を開き其議員中の最も賢きもの、言によりて何事も決めたるものと見ゆ記紀二書の傳説は載せたる種々の神會は恰も各國草昧の時人民村會を建立して一人の賢明なる者説を述ぶれの衆人其説に従順してせしるのものと同しとなり天上の傳説より下りて地上の傳説に至りても彼の神代の間の彼處此處は唯孤立せる人々と其家族に係る物語のみとして更ニ政体の知るべきなし神武天皇以後の戰爭は關したる傳説は各地方は酋長ありて其兵士を率ゐて戰爭を爲し各々其一小分地は割居して全權を擅にせるか如しといへども當時筑紫人種の政体の君主獨裁はあらず其ハ神武天皇の傳説を見るヨ天皇其兄の薨し玉へるまでハ其兄と相連合して互ニ將とありて其兵士を指揮し玉へると見れば筑紫人種の政治の體裁ハ君主獨裁にはあらざるが如し又神武天皇及び其嗣君の代々ハ征服せしめ玉へる倭の縣主及び

武郷云倭の縣主とハ志貴縣主などの
事云るよや是ハ
大倭と河内よ二家
ありて自ら異なり
出雲國造ハ一家よ
て兄弟の争ひしな
り國造ハもさより
一人なり

出雲の國造の常に數人の如くよして一人の如くよわさるを見れハ
其縣主國造等の各々皆一人よて其權を専らよせしにもわさる事
しらる又所謂入代の頃日本よハ天皇の直轄よ屬せし國と其直轄に屬
せさりし國とありて其地方官縣主國造連等の名を貞ひたるを見れハ
上代に於てハ天皇ハ直接よ日本諸國を統轄し玉へるにわらずして或
る地方よてハ其酋長外ハ倭の天皇に忠を致し内ハ其領地を統轄し
又或地方に於てハ天皇の一族家臣其地の酋長に代りたるも尙其舊
跡を負ひて其領地内に於て無限の權を振ひたるもありきと見ゆ實よ
當時の政体ハ中央集權よわらずして封建政治ありといふへしこの古
代日本の政體の事よ付てハ日本の註釋家も既よこよ注意し實よ大
神道學士たる平田氏の如きも既よこの事實を認定せしのみならず尙
一步を進めて第八世紀永夫云孝德
天皇の御世より第十二世紀の央永夫云後白
河天皇御世よ至る

迄行ひれて今日また再興したる中央集權の政体ハ全く支那の郡縣制を摸擬したるものあり第十二世紀永夫曰後白河天皇御世より千八百六十七年永夫曰明治維新のに至る迄行ひれりる封建政治ころ實ハ日本古代の政体あれと云へり今余輩は日本中世當初ハ政体ハ至りてハ頗る繁雜したるものもありまた平田氏の説も當初の事ハ至りてハ其證なきを以てこの説の如く第八世紀より現時ハ至るまでの説を盡く當れりとは云ひかたしといへとも上古の政体たる天皇の直轄の地の外ハ於てハ中央集權ハ似たるよりハ寧ろ封建政治ハ似たりといへることハ疑なき事なり又第七世紀の頃永夫云孝德天皇の御世日本の政体俄カニ變じて中央政治の如くありたりと此時まで地方部長の負ひたる名稱ハ或ハ之を剝奪し或ハ之を戸ハ改めて有名無實の稱號と爲したることハ亦疑ひなきことなり又上古の世に於て天皇の繼嗣の事甚次序をかりし事第六世紀ハ至りて

もの位の空位永夫云武列天皇崩御の後を云ふありし事あとの奇なりといふへし又天皇繼嗣を嗣ぐべきものを皇子中より撰みし時嫡子と撰みて立たる事甚稀なりしよども記紀の古史に徴して知るべきあり

余輩は日本古傳を講究して其宗教政治の思想を分解する事を得たり因て本條に於ては此を分解したるものより更に一層古き日本國の起原日本上古史の事に付て説を述へんとす然れども是はこれ余輩一家の説として確信すべき事は多からざるへし

古代神人漸く増加し其傳も從て繁雜なれるを見れば第三世紀の頃亞細亞の大陸と交際を開きし迄の間は日本文明の發達の只一路より開通せしものといふもいれずされど唯まゝく神人の増加と傳説の繁雜よりての考のみよては尙信するに足らず余輩も亦日本國の傳説は最初より三方に分れ而して第五世紀に至りて此三方互に相混

正詳云すへて支那の古代の書は日本のことを記したるハハ誤傳多くして據ハ足らず

寛云かの山海經海外異記等ハ記せる南倭北倭ハ新井白石が云る如く琉球ハ蝦夷ハをさせしものなるへし數國ハ分まつたりと云と証ハハ用ぬがたし

正詳云此のあたりハの想像説ハ皆無稽の談なり

同して日本を形造し正史の端緒を開きしかりと此三方の第一を出雲とし第二は倭とし第三を筑紫とす而して日本の東部北部の此内に入らざる所以は實は近年ハ至る迄も野蠻なるアイノ人の居住せし地たりしを以てなり古代日本ハ數國ハ分れし事ハ余が私説たるのハハはあらず實に其證あり山海經ハハ北倭と南倭との事を記せり又兩漢書ハも日本國ハ數多の王國ハ分れたりと記せり又後漢書ハハ日本國の最も強き者ハ邪馬臺なりと記せり又後世支那史官の書ハハ日本と倭との各別國にして日本ハ嘗て倭を併せたりし事ありとせりおもふハ此ハ史官のいへる日本ハハ筑紫島又ハ其島の一部を指して云へるものなり或ハ支那人ハ日本の事情ハ迂かりと云ふ者もあるべかれと支那の古書中ハ東北の山地の外ハ毛の生たる人の住國あり「アイノ」と記したる所處々にあるを見れハ支那人も日本の事情ハ迂かさいふ

武鄉云出雲といふなるものありて一別國を立てしや大己貴命をふの時存在せし神さきてのとこのあたりの論すべて論するに足らず

らざりしを知るへしされど今かく擧ぐる所は筑紫と倭の各別國たりしの證は過ぎず出雲の別一國たりし證は支那書にも見當らず今思ふに筑紫人の倭を征服せしめし以前に倭人が出雲を征服せしめしことありしあるべしされば古史中への倭人が出雲を征せし傳説と筑紫人が倭を征せし傳説と相混淆して分ちうたく而して傳説の混淆せるものを分析するは容易の事なむらざるが故に其確實ある証を得ると能はざれど出雲の事ハ神傳中にて殊に著く載せたるを見れば古代一別國たりしハ明らけし此曖昧なる問題如きの後來いふなる明證を得ることあるも先日本の正史は紀元四百年永夫曰履仲天皇の御世を以て古代中の境界とし此年紀より以前の荒誕なる傳説甚だ多くして信じ難しとすさて上よ云へるが如く日本の古傳説ハ元と三國の傳説の混合せるものといふ説信ありとせば其古傳説中の想像の部分永夫云古事記の神代七代の段より伊邪那

正評云書卷の序文
のたくひに當らぬ
となり

岐命國生の段の部分な
に付て其ノ意義を解釋せんとするもの殊又非常に注
意せずのあるべからず實又一層精細ある穿鑿によりて傳説の種類を
三國に分別し得るの日又至るまでは其ノ傳説の意義を解釋するを遷
延せずはあるべからず何とされ日本傳説果して三國傳説の混合
のものたりせば神系圖も無用な屬し又今余輩か論題としたる日本古
代の宗教思想といへる事も正しく其趣意立のさし何とされ其傳説
中な載する所の各種の宗教思想の何れの時代よりて區分したるも
のよもあらずして土地の屬部よりて分ちしものたればなり且古事
記日本紀の開卷に載する所の神の其初めな載せられたる神なるか爲
な必ずしも神々の中にも最も古くより信仰せられたるものといふべ
からざるは猶書卷の初めな載する處の序文必ず其初めな作りたるも
のありといふべからざるが如しらく見安き道理あるをも辨へずして

又云後世神官輩の
作出したるものよ
過ぎずさハ過言も
甚しと云べし何の
証ありてあぐいへ
るよか其証きま
ほし

頼府云後世神官作
爲の説ハ今の日本
よ心引まていひ出
されし言さこそ覺
ゆれ我古ハ帝室の
記録を始め中臣忌
部已下諸氏の家々

歐羅巴人の日本神傳を少しく學びたるものハ互よ日本人の古代信仰
せしものを推測して或之ニ神教なりと云ひ或ハ三神教ありといひ或
ハ又至尊上帝なりと云ひ古事記と日本紀と又載する所の日本開闢元
初の神の二書相異あるを知らざるものハ如し今余輩をして此ノ問題
よ就きて強て評せしめハ記紀二書の開卷よ載する所の獨化神ハ恐ら
くハ後世神官輩の作出したる者よ過ぎずといハんとす今又古代の日
本人ハ最初専ら此ノ獨化神を信仰せしか其後伊邪那岐伊邪那美の二
神及其子孫の神々を信仰せしハ爲遂よ其ノ獨化神を信仰せざるよ至
りしなりとおもふ者もあるヘタれと余輩記紀の二書及祝詞よ徴して
さる事ハあらざりしと知る尙此獨化神の中高皇產靈神ハ屢々史中よ
現ハれたれども其他の神の事ハあるハ一たハ出る處あるも後終よ
見えざるもの多し

よ傳へたる書も此
四五百年已後の如
く世は廣くささり
しるバ神官輩が容
易に窺得べき物よ
あらず況むや衆庶
共よ古書を讀ここ
ハ近世のここなる
をや今を以て古を
誣すして可なり
清云こはよき忠告
よして古史を見解
すへき眞法と云へ
し

抑上代日本人の豪勇ある人種よして實は性理學上の思考などよの注
意せざるものかりきされバ此の如き人種よして當初高尙の獨化神を
信仰し後にハ全くろを見放ちて信せざるよ至れりとするハ實は疑ハ
しきことありとす此等の問題ハ博く日本古代の民情を熟知し日本古
代の宗教を學ひたる人の決斷よ任すべきものたり其ハ他又同じ學者
の助けを得て決斷せんとするものハ日本傳説を明細よ分解せんとす
るよハ先其傳説中比喻法と見做して解釋すべき部分幾何かりや又多
少錯亂ある史傳と見るべき部分幾何ありや又物理よ事實を調合した
るものと見做すへき部分 大山祇神の呪の段避々致命の日
向と名を貢せ玉へる事等を云ふ 幾何ありやまた後
世神官の製作よ出たる説と見るへき部分幾何ありやと定むることこ
れなり

今この三ヶ條の内よて歐羅巴人の考よよれハ比喻を以て記されたる

賴庸云太陽を日神
 さいふ例なし但し
 近世の學者はさも
 言もあめまご古よ
 くらき説ぞらし

もの多かるへしとおもふへけれど苟も日本の學問を知りたるもの
 否らず無生物を人類の如き活きあるものとして比喻形容してももの
 く事の日本人の習ひもなくまた一般東洋人の内にもさる風きけれ
 ばなり日本は於ては其名詞は男女の性奇し其動詞は人稱の區別なし
 又無生物の名詞を他動詞の前は置きて其主格とし温風か氷を渙か
 す』彼れの談話の余を樂しましむ』と云ふか如く風談話等の如き無
 生物を比喻形容して有生物としたる例は日本古今の語中もあらざる
 なりこれ尋常の歐人と雖能く知る所なりされとも太陽を日神として
 神説中も載せたる處又倭武尊の傳説の如きの上は述べる所と異れり
 此傳説は今迄全く正史として一般人の信せし處なれども其趣意
 たる比喻形容甚多く他國の傳説に類するが故に若し比喻法により解
 釋する事あらは益する處あるへし日本武尊其兄を殺し玉へる條
 また同膳夫の條參考す可し余輩の既も

上に述べたる如く此等の事たるや固より一人の獨斷を以て決すべきものゝあらずされり今余輩は他國の傳説を解するに用ゐて曾て益ありたる解釋法を日本傳説にも應用せむべしならんといさゝく注意を述べたるのみ

尙此他注意すべき事あり其の古傳説は大は後世の訂正を經たるに疑なき事はかり先古事記中は於て伊邪那岐伊邪那美の二神の大八島を生み玉へりとして其の數を擧げたることの精細あると其の地理を明らかにするは其時の進度を過ぎて中々當初の傳説とはおもはれず又日本の傳説を以て果して三國混淆の傳説より成るものとすれば尙初其の史料を調合混和せしこと頗る精巧ありしを知る今後世の訂正よりありたりとおもへる一二の例を擧ぐれば火遠理命か其兄火照命を呪咀したる傳説の如き全く其意を變更して秋山下水壯夫春山霞壯夫の傳

正辭云支那朝鮮の歴史を見あたらずと云へるハ記者の意ハ蓋この疑を疑へるよや彼國の歴史を見あたらずと云へるハ日本の歴史に於て我日本の歴史に確乎たる上事實よ於ても疑ふへららさると甚多うるを

武郷云この年歌の予楯の説は今始まりたるよあらすみな人の云こも也日本紀の撰者豈ざらんと心附かざらんと然るを其儘よし上代の傳説を大加へして少しも手を加へざる徴なりこの一事よても作り言よあらねとを知へし此を彼此を云ハ後世學者の見解なり

説とし又日本紀の一書須佐之男命が日神の田圃に亂暴を行ひたる談話を見るにこれ亦全し傳説の少しく變化せるものよ過ぎざることを知る又神武天皇の倭を征服せし傳説と神功皇后の倭を攻伐せし傳説と實に相類するも亦この例あり又神功皇后の朝鮮を征伐したる傳説に日本の古史には之を記載したれども支那朝鮮の歴史には見あたらず又日本紀に據るに神功皇后の夫君ある仲哀天皇は成務天皇の十九年(即紀元百四十九年)に生誕し玉ひ其父君ある倭建命に景行天皇の四十三年(即紀元百十三年)に崩し玉ひ父の死去と子の生誕との間三十六年の間隙あり實に甚しき矛盾と云ふへし又古事記日本紀を熟讀して知り得ざる緊要あることあり其の太古の時代より支那風の既に日本に傳はりて支那の器具と思想とを日本人に傳へたる事これなり若此事よして實ありとせば日本の開化を以て

正群云こまらの説
 ハ日本よて未だ古
 學の興らざる前の
 俗神道香流の既よ
 いへる説もよて
 無稽の談なり本居
 氏古事記傳其他の
 書を著し其の
 る邪説をこまら
 く論破せり又な
 し亞細亞の人類な
 れば其思想の符合
 するともなごかな
 らん其事物の似
 たるものあるを以て
 皆之を彼よならへ
 るなり又思ふは甚
 愚なり又織女天河
 なごの字面よ泥み
 なり彼より假りたる
 非なり字面ハ後よ
 り充たるものよて
 其物なるを著者
 ハ古事記傳其他の
 日本書をも讀みた
 りといへハこれ等
 の道理ハ辨へたる
 人ならんさたもへ
 りて今此一段よ至
 りてハ尋常普通の

最初より本國よ發生せしものよわらざるの證據ともなりて實よ其、
 説よとりてハ大切なることなり其例證ハ多からずと雖其謬なかる
 へしとおもへるもの、二三を舉げんに出雲及九州の段に簀の事を載
 せ又伊邪那岐命の左右の目より日月二神の生せしハ支那磐古氏の説
 より變出したるものあり又黃泉の軍を逐ふ時伊邪那岐命ハ桃の實を
 とりて之を抛ちしとの説又日神の備ひたる織女を天衣織女と記し又
 高天原の河を天河と記し共よ全く支那の名稱にして二つちがら偶然
 よ符合せしものあらずして支那より假りたるものありまた竈神の名
 を記し其神の諸神に信仰せられし事を記したるも亦然り又傳説の甚
 古き時代に釀酒の事を記したれども此も全く日本の發明よして大陸
 の發明よハ預うらざるものとい信じかたし此事に付てハ傳説の前後
 相合らざるものあり其ハ紀元第一世紀の頃よ酒を珍しき物なりと

人の説と敢て異なるに無きハ日本の古學に於ては未蘊奥を極めざるハ故なり

武郡云この一段すへて想像説なまは辨するに及ばずハく牽強を加へば何とも云はるゝものなり

正辭云酒は少彦名神の造り初めたるを古書にたしかなるをや

又桂は日本自然生ものあり又鰐ハ何故支那に限まるものと云へるも其説猶きうまほし此代勾玉鳴鏑等の説も皆臆説として證據あるとなし

寛云出雲風土記肥前風土記に鰐魚のとあり

記したり實は疑し又古傳説中に載せたる海神の宮殿ハ全く支那の傳説に類似し殊に其桂及鰐の如きハ其支那の産物にして日本の産物とあらずること明らかし又古傳説ハ古代日本人の粧飾物として勾玉の事を載せたれども既にシーボルト氏の疑あり又近年シルン氏の如き亦他國より傳來せしものからんとの疑を生じ勾玉の石質を吟味して曰玉等キヨウの石ハ未曾て日本に於て發見せざりし礦物ありとされり勾玉中のあるものハ及其石材ハ大陸より傳はり又其を奇形ハ彫刻せし術も亦大陸より來りしからんと又傳説に載する鳴鏑と稱する矢の一種の如きも支那風のものあるへし支那學を熟知して精細に日本の傳説を詮鑿するあらんこの外ハ發見すること尙多かるへし以上列擧する所を以てせば支那風の既くより日本に存せりと云へることこの欺らざるを知るへし

又云酒のとは神代
よ云る酒さ仁番が
かめる物さな混し
て見たるなり

又云大陸よ交通せ
ざる以前よ勾玉あ
り玉作氏の人々も
あり

頼唐云鰐を支那物
と限られしハ博學
者の言さも覺せず
今も現に四國九州
中國遊よハ殊よ多
き鰐なるハ實地の
經驗よて明けきを
柱にまして上古よ
り國々よ多あり勾
玉のごさきよ現よ
古墳より出るカ影
しきを何とかせむ
もし支那舶來の物
ならましうハ日本
人もかゝる墓など
に容易くうつめざ
らまし

古代にありてハ中々人心に染みうたき支那風も爾後漸く潤ひ來りて
習慣風俗の移り替るか如く其思想さへ變化しぬることハはなれるな
りされは大古と中古とよ支那風の有無ハ唯其ノ厚薄あるのみ大古は
薄くして爾后の中古よ至りてハ其風よ移る事速くかりしといふの差
あるのみ其證すべきものあるハ乃言語是かり其證跡多うらずと雖其
支那傳染を受けたりとするものを舉ぐれば前世紀の日本著述家貝原
篤信氏新井白石氏の如き其痕跡の明白なる者二三を挙げたり然れど
も其議論を一層推究することかく又更に支那の痕跡を發見せんと企
たるよわらざるう故よ爾後日本人も外國人も此事よ着眼せしもの少
しされど余輩試みよカチ、ソヌ、シニ、サカ、タヌ、ウマ等の日本語を以
て支那同物ある金、軍、郡、尺、壇、馬等よ比較し其音義ともよおなしき
を知る是亦遇然の符合とすへらす此等の言語事物ハ多くの支那よ

正辭云此類のとは甚多し今悉く擧ぐるに遑あらず言語の符合するとは獨支那と日本とのこまきらず梵語に鳥を迦々羅と云日本のカラスと符合す又天を素羅と云ふ日本のソラと全く同じ猶いくらもある也こまらむ皆輸入したるものこねもふばかたくりなし

武鄉云此論ハ探る處あまこもこれを上古よさかのほりてかのカ子カを金メを軍とするか如きは誠に笑に堪へたり

り輸入せしものと相同しとせし余輩れもふに上古の日本語殊も其動植物の名及器員製造品の名を今一層注意拾集して支那語と比較することおらひ恐らくは上古記録あざりし以前の事情を知るの便あらんかとさて朝鮮語とはいか、といふも上古の日本語を以て朝鮮語と比較するに支那語と比較するより更も細密に注意せざるへからず何とかれの支那語とは大に異なりて日本語と朝鮮語との其語脈最も親密にして頗る相似たるの故も偶々日本語の言義朝鮮語と符合したるものありとも一概に朝鮮の傳來と爲すことを得ず然れども日本語の佛ホトケ及佛堂ヤチヤと朝鮮語のブチチ及チエールと相似たるの全く朝鮮より傳來したるものとして二國共に固有語にはあらず其元印度より出て、次て支那に傳りりるれより又朝鮮に傳りり朝鮮より日本に傳來せしなり日本語學者の此語原をヒトケ乃チ人氣歸したれど實の

武郷云記者附會の
説を以て立てながら
必ずかに其本より反
りて考究すべき道
を述たるは生々學
者の比にあらずし
るるに返りて自國
の學者よして自國
の事を小智にのみ
求むると嘆すへし

しかるべきものなりあらず

余輩の同島國のアイノ人中に現はるる風俗思想の元と外國より傳りしものも説き及ばんとおもへども此總論既は大元長は涉りたれりさしおきつ今こゝに論局を結ぶに臨みて言はんとするもの抑此譯書の如きの古事記を十分は解釋したるものといふへからず又余輩が日本古事の知識足らざる處ありて盡さざる處多し日本の古事を十分は考究せんは古物學者の助を借らざるを得ず又日本の圖書を蒐集して盡く之を批評し其益ありと覺ゆるもの盡く校閲して其事實の智識を搜出するのみならず尙支那朝鮮の記録も注目せざるへならず既に松下見林と云へる人あり此目的を以て多くの支那書を搜索せり此人の著書異稱日本傳と題せるもの頗る有益の書あり若し此等れ書を翻譯せし余輩の上は云へる知識を得るは大は益

武郷云記者の公論
實に感すへし我國
の學者少しく察せ
よ

正辭云タイロル氏
の論感服々々

わらむ)實は平田氏の神道家たるの意見を以て日本の古事を考究し
たり余輩も亦余輩の意見を以て日本古事を考究せんとす然るは此
迄此の意見ある人甚少し僅にサトウ氏か數篇の論文を撰述して本會
雜誌に載せたるものあるのみ尙會員中の日本人の或り余輩のこの國
史を評論するを聞きて其不敬なるに驚く人もあるへしと雖恐らく
余輩も後來の穿鑿を待つ所のものより有益ある發明を得ば亦將に
其心を和らくる所あるに至らん尙日本の古史若し全く眞實ならざり
せし之を信せんと欲するも信すること能はざるへし眞實なるものな
りせば信せざらんとするも亦能はざるへし且余輩の目的は唯日本の
古史中よ於て偽とかもへるを省き眞を擧げんとするよあるのみ近時
有名なる人種論著者タイロル氏曰歴史に批評を下すの之を疑はんが
爲はわらずして之を信せんか爲なり其目的たる編者の誤謬を發見

せんが爲よわらずして其説の採るべきもの幾何あるやを確知せんが爲あり且史上の實事として取りうたさるものも其使用よよりて他も亦採るべき者あり故も余輩の日本歴史よての彼の一千年間永夫曰神武天の古書たることを忘失すべからず

この総論及譯書の脚註よ引用したる日本書ハ左の如し

姓氏錄

万多親王

日本書紀

舍人親王及其他

續日本紀

菅野眞道
藤原繼繩

釋日本紀

卜部懷賢

先代舊事紀

著者不詳

万葉集

櫛諸兄(案するに此
人ならむ)

古今和歌集

紀貫之其他

万葉考

加茂真淵

謠曲拾葉集

忍鎧

大板詞後釋

本居宣長

神代正語

本居宣長

冠辭考

加茂真淵

纂輯御系圖

横山由清
黒川真賴

眞曆不審考

本居宣長

難語考

橘守部

國號考

本居宣長

日本釋名

貝原篤信

日本紀歌廼解

荒木田久老

古史傳

平田篤胤

異稱日本傳

松下見林

古事記傳

本居宣長

難古事記傳

橘 守部

古語拾遺

齋部廣成

稜威道別

橘 守部

稜威言別

橘 守部

諸國名義考寫本

藤原彥曆

真曆考

本居宣長

和名類聚鈔

源 順

古史通

新井白石

厚顏鈔寫本

僧契仲

日本紀通證

谷川士清

古事記

太安麻侶

神字古事記

藤原政興

假名古事記

坂田鐵安

校正古事記

無名

鼈頭古事記

出口延佳

古訓古事記

長瀬眞幸

標註古事記

村上忠順

大祓詞

著者不詳

神道新論

高橋吾良

古史徵

平田篤胤

竹取物語

著者不詳

玉勝間

本居宣長

神代正語常磐草

細田富延

山城風土記

著者不詳

東雅

新井白石

和訓栞

谷川士清

大和物語

著者不詳

日本上古史評論卷尾

明治二十一年四月二十日印刷
明治二十一年四月廿五日出版御届
明治二十二年五月八日再版

定價四拾錢

板 權 所 有

譯述人 飯田永夫

神田區三崎町一丁目六番地

發行人 矢野萬太郎

小石川區水道町五十番地

印刷人 同勞舍 松澤 玨三

麴町區下六番町十七番地

大賣捌所

東京麴町區飯田町五丁目八番地

日本文學發行所

同 下六番町十七番地

同 同勞舍出版部

賣

掘

所

東京本郷區本郷五丁目五十三番地

會通雜誌社

同日本橋區本石町壹丁目壹番地

大八洲學會

同通壹丁目

北畠茂兵衛

同通四丁目

金花堂

同神田區神田南乗物町

吉岡書肆

同京橋區南傳馬町壹丁目

吉川半七

同小石川區大門町

青山清吉

京都新町通三條上ル町

池村久兵衛

大坂南區二ツ井戸町

藤原熊太郎

解題

別冊として復刊した『日本上古史評論』は、四六判百三十余頁の書物である。明治二十二年五月八日再版とあるから当時としては世間でかなりの声価を得た書ではなかったか。

著者 Basil Hall Chamberlain (一八五〇—一九三五年) は、嘉永三年英国ポーツマスで海軍中將の子息として生れ、明治六年五月^{一八七三年}二十四才の折、横浜に上陸。爾後六回程帰国した程度で、永く在日し、日本文化の研究者としての歳月を過した。明治四十四年スイスのジュネーブ湖畔に居を構へ、昭和十年二月十五日八十六歳で永眠した。彼の業績等については拙著に譲るが、橋守部の嗣子の令室東世子刀自から守部の著書を学んだことを一言添へておく(『異邦人』の「神道観」)。

本書は彼の主著「Translation "KOJIKI" (古事記) "Records of Ancient Matters"」の一部の序論に相当する全文の翻訳で、飯田永夫氏の手になったもの(氏についての履歴は目下不明)。この訳書はチャンバレン自身の古典観を存知する上に不可欠のものである点は申すまでもないが、訳書の上欄には、当時の第一線で研究活動、古典教育に当つてゐた田中頼庸・木村正辭、小中村清矩・黒川真頼・栗田寛・飯田武郷等の錚々たる先覚らのチャンバレン説に対する批判が掲示せられてゐる点に、本書の特色の一つがある。短文の批判であるものの、この小文を通して先覚の古典観をも併せて了解出来ることはまことに有益なことと思ひ、本学会の事業にも相応しいと判じて上梓する次第である。

チャンバレンの原書は稀観書で、筆者の参考とした原本は、昭和七年^{一九三二年}に日本の神戸で日本アジア協会によつ

て刊行されたW・G・アストン編書によつた。序論は序文を除くと五篇からなる。

緒言 Translator's Introduction

第一 古事記の信用すべしを事並に異本の詳説 Authenticity and Nature of the Text, together with

Bibliographical Notes

第二 翻訳の仕方の事 Details concerning the Method of Translation

第三 日本紀の事 The "Nihon-Gi" or "Chronicles of Japan."

第四 日本古代の風俗習慣の事 Manners and Customs of The Early Japanese

第五 古代日本の宗教及政治の思想、日本国の起原及日本古伝説の事 Religious of the Japanese Nation,

and Credibility of the National Traditions

チャンバレンは用意周到に学的良心に従つて序論を草し、古事記を訳し、注釈を付けたか、との事実の指摘は、英文古事記を一読すると直に納得がゆく。本書にもその片鱗は覗へる。日本語の英語への翻訳が如何に困難であるかに充分気を配つて、彼は努力しつゝ、訳してゐることに敬意を表したい。彼は仮令へば比古・比売をプリンス・プリンセスと訳してゐるが、この訳文が古語を正確に英語に移し換へるに成功したとは自身では認めてをらず、止むを得ざる処置であることを断つてゐる二十。殊にカミの訳語に就いては綿密な注意を払つてゐる。仔細は本書を熟読して承知願ひたい(安津)。

神道研究紀要〔別冊I〕

昭和五十六年三月三十一日発行

会費年一、〇〇〇円

東京都渋谷区代々木神園町一―一

明治神宮教学部内

編集兼

発行者

加藤玄智博士記念学会

代表者 伊 達 巽

振替口座 東京九一四二五九三番

印刷所 広橋精版印刷株式会社